

滋賀県労働委員会

年 報

— 令和 2 年版 —



滋賀県労働委員会事務局編

はじめに

令和2年を振り返ることはコロナ禍を振り返ることと言っても過言ではありません。新型コロナウイルス感染拡大により、経済、雇用情勢が著しく悪化し、生活面ではウイルスとの共生を想定する「新しい生活様式」が公表され、ソーシャルディスタンスが常識となり、働き方の面では感染拡大防止の観点からテレワークやウェブ会議が加速度的に普及することとなりました。

そのような中、この年報は、令和2年1月から12月までの1年間に当委員会が取り扱った事件の処理状況および当委員会の活動状況の概要をまとめたものです。

不当労働行為事件審査の新規申立てについては、いわゆるリーマンショックを契機に大幅に増加した後、平成23年から平成26年までは年間1件～3件と比較的少ない件数で推移し、平成27年には一時的に5件と増加しました。その後減少に転じ、平成30年、令和元年は2年連続で申立てがない状況となりましたが、令和2年には2件の申立てがあり、そのうち1件は年内に終結、1件が翌年に繰越しとなりました。

集団的労使紛争の調整については、新規申請は4件でしたが、そのうち1件は21年ぶりとなる調停の申請でした。個別的労使紛争の調整については、令和元年からの繰越しが1件、新規申請は7件でした。また、期間中の調整事件12件のうち、個別の1件を除いて全てが終結となりました。

これらの事件の公正かつ迅速な処理、さらには健全な労使関係の確立のため、御尽力を賜りました当委員会委員および関係者の皆様方に深く感謝申し上げます。

当委員会では、不当労働行為事件の審査期間の目標を1年2箇月とし、できる限り迅速な処理に努めるとともに、労働委員会制度の利用促進や労使紛争の未然防止に資するため、委員による月例労働相談や、職員による日々の相談を実施しています。さらに、研修・啓発事業として、委員および事務局職員の研修の充実を図るとともに、高校や大学等への出前講座の実施等普及啓発活動を強化しており、一定の成果を上げているところでしたが、残念ながら令和2年は新型コロナウイルスの感染拡大により、事業を縮小せざるを得ない状況となりました。

社会経済情勢が大きく変容する中で、私たち労働委員会も様々な労働問題に的確に対応できるよう、さらなる研鑽を積んでいかなければなりません。

今後とも、公労使の三者構成という労働委員会の特性を活かし、労使関係の健全化に更に貢献していくよう努力してまいりたい決意ですので、関係機関の皆様の一層の御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年3月

滋賀県労働委員会

事務局長 南 圭子

目 次

第1章 滋賀県労働委員会の構成	
1 概要	1
2 沿革	1
3 委員	2
4 あっせん員候補者	3
5 事務局	4
第2章 滋賀県労働委員会の活動状況	
第1節 会議等	
1 概要	5
2 総会	5
3 公益委員会議	10
4 研究会	11
5 労働相談会	12
6 委員会連絡会議	12
7 事務局連絡会議	13
8 業務運営状況調査	14
9 審問見学	14
10 講座等	14
11 研修	15
12 講演会	16
13 労働委員会を取り巻く新たな動き	16
第2節 事件取扱概況	17
第3節 審査	
1 不当労働行為事件審査	19
(1) 概況	19
(2) 審査の期間の目標の達成状況	19
(3) 取扱事件一覧表	20
(4) 事件の概要	21
(5) 再審査申立事件の概要	22
(6) 行政訴訟事件の概要	22
2 労働組合資格審査	23
(1) 概況	23
(2) 資格審査一覧表	24

第4節	調整	
(1)	概況	25
①	事件数	25
②	取扱結果	25
③	調整事項の状況	26
(2)	取扱事件一覧表	28
①	集团的労使紛争	28
②	個別的労使紛争	30
第5節	争議の実情調査	
(1)	概況	33
(2)	取扱争議の概要	34
第6節	広報活動	40
資	料	
1	取扱事件統計	44
2	労働組合状況	49
3	事件等の推移(グラフ)	51
4	労働組合の推移(グラフ)	52
5	歴代委員名簿	53

第1章 滋賀県労働委員会の構成

1 概 要

都道府県労働委員会は、労働者の団結を擁護することおよび労働関係の公正な調整を図ることを任務として、労働組合法第19条の12および地方自治法第180条の5の規定に基づき、各都道府県が設ける行政委員会である。

当委員会は、公益を代表する公益委員、労働者を代表する労働者委員および使用者を代表する使用者委員各5名の計15名で構成されている。このうち労働者委員および使用者委員は、それぞれ県内の労働組合または使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は労働者委員および使用者委員の同意を得て、いずれも知事から任命され、任期は2年である。

委員が任命され、委員会が構成されると、会務を総理する会長および会長の職務を代行する会長代理が公益委員の中から選挙される。

この他に委員会には、労働争議のあっせんを行うあっせん員候補者が置かれている。

また、委員会の事務を整理するため事務局が設けられ、事務局には会長の同意を得て知事から任命された事務局長以下必要な職員が置かれている。

委員会の職務権限の主なものは、次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査、証明
- (2) 地公労法第5条第2項による認定、告示
- (3) 不当労働行為の審査、決定、命令
- (4) 労働争議のあっせん、調停、仲裁
- (5) 労働協約の拡張適用の決議
- (6) 争議発生届の受理
- (7) 公益事業における争議行為予告通知の受理
- (8) 労調法第37条違反に関する審査、処罰請求
- (9) 争議の実情調査
- (10) 個別的労使紛争のあっせん

以上のうち(1)、(2)、(3)、(5)および(8)は準司法的機能であり、このうち(5)を除いては公益委員のみで行う職務権限である。

2 沿 革

昭和21年（1946年）3月1日	旧労働組合法施行（中央労働委員会および地方労働委員会設置）
昭和21年（1946年）10月13日	労働関係調整法施行（あっせん、調停、仲裁等の規定明確化）
昭和22年（1947年）5月3日	日本国憲法施行
昭和24年（1949年）6月1日	現行労働組合法施行（労働組合の資格審査、不当労働行為の審査等が公益委員の専管事項へ変更）
昭和41年（1966年）4月1日	委員の任期が1年から2年に延長
平成12年（2000年）4月1日	地方分権一括法施行（地方労働委員会の事務が機関委任事務から自治事務へ変更）
平成13年（2001年）8月16日	個別的労使紛争のあっせん開始
平成13年（2001年）10月1日	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行
平成17年（2005年）1月1日	滋賀県地方労働委員会から滋賀県労働委員会へ改称
平成21年（2009年）10月	個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間開始
平成23年（2011年）10月	無料労働相談会（10月開催）開始
平成25年（2013年）6月	月例労働相談開始

3 委 員

令和2年は、第45期委員（平成31年4月1日付け任命）で運営されてきた。

第45期滋賀県労働委員会委員名簿

（令和2年12月31日現在）

区分	氏 名	現 職 等	経 歴	備 考
公益委員	会長 吉田和宏	弁護士	滋賀弁護士会会長	再
	会長代理 土井裕明	弁護士	滋賀弁護士会会長	再
	中岡研二	特定社会保険労務士	滋賀県社会保険労務士会会長	再
	奥田香子	近畿大学法科大学院教授	京都府立大学公共政策学部准教授	再
	中 睦	弁護士	滋賀紛争調整委員会委員	新
労働者委員	白崎直樹	江若交通労働組合 執行委員長	江若交通労働組合 書記長	再
	池内正博	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 事務局長	U Aゼンセン滋賀県支部 支部長	再
	辻 喜 則	関西電力労働組合滋賀地区本部 執行委員長	関西電力労働組合滋賀地区本部 副執行委員長	再
	大西省三	U Aゼンセン滋賀県支部 支部長	U Aゼンセン群馬県支部 支部長	新
	白木宏司	村田製作所グループ労働組合連合会 特別中央執行委員	村田製作所グループ労働組合連合会 会長	新
使用者委員	北川益造	廣瀬バルブ工業株式会社 相談役	廣瀬バルブ工業株式会社 専務取締役	再
	北川鉄樹	一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事	株式会社滋賀銀行長浜支店 支店長	再
	山口 茂	東レ株式会社滋賀事業場 事務部長	東レ株式会社滋賀事業場事務部 労務課長	再
	清水しのぶ	協和工業株式会社 取締役	協和工業株式会社 監査役	再
	森本 勝	レーク商事株式会社 取締役社長	株式会社滋賀ディーシーカード 取締役社長	新

なお、令和2年中の異動は次のとおりである。

令和2年3月31日付け退任：労働者委員 奥 美智子
 令和2年4月1日付け就任：労働者委員 大西 省三
 令和2年8月31日付け退任：労働者委員 鈴木 克典
 令和2年9月30日付け退任：使用者委員 吉田 郁雄
 令和2年10月1日付け就任：労働者委員 白木 宏司
 令和2年11月1日付け就任：使用者委員 森本 勝

4 あっせん員候補者

労働委員会では、労働関係調整法第10条および第11条の規定に基づき、学識経験を有する者で労働争議の解決につき援助を与えることができる者をあっせん員候補者としてあらかじめ委嘱している。あっせん員候補者の任期は、法律その他に定めがなく、委員改選後の最初の総会において、また、任期途中で委員の交替があった場合は新委員任命後の総会において、あっせん員候補者の委嘱および解任を決議し、決定することを慣例としている。労働委員会では、あっせん員候補者名簿を作成、常備しており、あっせんを行う際には、原則としてこの名簿の中から会長が公労使各1名をあっせん員に指名する。なお、平成13年8月から実施している個別の労使紛争のあっせんについても、この名簿の中から会長が公労使各1名をあっせん員に指名する。

滋賀県労働委員会あっせん員候補者名簿

(令和2年12月31日現在)

氏名	現職等	委嘱年月日
吉田和宏	弁護士 滋賀県労働委員会委員	平成13. 4. 2
土井裕明	弁護士 滋賀県労働委員会委員	平成21. 4. 1
中岡研二	特定社会保険労務士 滋賀県労働委員会委員	平成22. 11. 26
奥田香子	近畿大学法科大学院教授 滋賀県労働委員会委員	平成23. 4. 1
中睦	弁護士 滋賀県労働委員会委員	平成31. 4. 1
白崎直樹	江若交通労働組合 執行委員長 滋賀県労働委員会委員	平成22. 11. 26
池内正博	日本労働組合総連合会滋賀県連合会 事務局長 滋賀県労働委員会委員	平成28. 11. 11
辻喜則	関西電力労働組合滋賀地区本部 執行委員長 滋賀県労働委員会委員	平成30. 3. 9
大西省三	UAゼンセン滋賀県支部 支部長 滋賀県労働委員会委員	令和2. 4. 10
白木宏司	村田製作所グループ労働組合連合会 特別中央執行委員 滋賀県労働委員会委員	令和2. 10. 9
北川益造	廣瀬バルブ工業株式会社 相談役 滋賀県労働委員会委員	平成21. 4. 1
北川鉄樹	一般社団法人滋賀経済産業協会 専務理事 滋賀県労働委員会委員	平成25. 4. 1
山口茂	東レ株式会社滋賀事業場 事務部長 滋賀県労働委員会委員	平成29. 4. 3
清水しのぶ	協和工業株式会社 取締役 滋賀県労働委員会委員	平成29. 4. 3
森本勝	レーク商事株式会社 取締役社長 滋賀県労働委員会委員	令和2. 11. 13
南圭子	滋賀県労働委員会事務局長	平成31. 4. 1
森俊彦	滋賀県労働委員会事務局次長	平成30. 4. 13

5 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の11第1項の規定に基づき、労働委員会の事務を整理するために事務局が設置されており、局長以下の職員が配置されている。

事務局の分掌事務は次のとおりである。

- (1) 委員およびあっせん員候補者に関すること
- (2) 委員会の会議に関すること
- (3) 公印の管守に関すること
- (4) 職員の人事、給与、服務および福利厚生に関すること
- (5) 予算の経理および物品の出納保管に関すること
- (6) 滋賀県労働委員会訓令の制定改廃に関すること
- (7) 文書の収受、発送および保存に関すること
- (8) 関係資料の収集、整理および保管ならびに統計に関すること
- (9) 年報の編さん、刊行およびその他広報に関すること
- (10) 労働争議発生届および争議行為予告通知の受理に関すること
- (11) 労働争議のあっせん、調停および仲裁に関すること
- (12) 労働争議の実情調査に関すること
- (13) 調停委員会、仲裁委員会その他調整に関する委員会に関すること
- (14) 個別的労使紛争のあっせんに関すること
- (15) 公益委員会議その他審査に関する委員会に関すること
- (16) 労働組合の資格審査および証明に関すること
- (17) 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定および告示に関すること
- (18) 不当労働行為に係る申立ての受理、審査および命令または決定に関すること
- (19) 不当労働行為に係る訴訟に関すること
- (20) 労働関係調整法第42条の規定による決議に関すること
- (21) 労働組合法第18条の規定による決議に関すること
- (22) 労働相談会および関係機関との連携に関すること
- (23) 労働委員会の活性化および研修・啓発に関すること
- (24) 関係機関への報告その他必要な連絡に関すること

滋賀県労働委員会事務局職員名簿

(令和2年12月31日現在)

職名	氏名	発令年月日
事務局 長	南 圭 子	平成31. 4. 1
次 長	森 俊 彦	平成30. 4. 1
副 参 事	江 村 智 子	平成26. 4. 1
主 任 主 事	米 澤 裕 人	平成30. 4. 1
主 任 主 事	宮 原 理	平成31. 4. 1
主 事	島 絵 理 佳	令和2. 4. 1

第2章 滋賀県労働委員会の活動状況

第1節 会 議 等

1 概 要

労働委員会の業務は、委員会の持つ合議制の原則から、全て会議によって運営されている。

会議には、総会と公益委員会議、その他必要に応じて開催する調停委員会、仲裁委員会、小委員会等がある。

総会は、委員全員をもって構成され、公益委員会議で行うものを除いた全ての問題を審議し、委員会の活動方針や仕事の進め方を決定するもので、委員会運営の中核的役割を果たしている。総会は労働委員会規則では毎月1回以上開かれることになっているが、当委員会では定例会を原則として毎月第2、第4金曜日の2回開催している。

公益委員会議は公益委員のみで行われる会議であり、不当労働行為事件の認定審査および命令の決定、労働組合の資格審査、その他地方公営企業等における非組合員の範囲の認定・告示等を扱っている。この会議は必要に応じて開かれることになっている。

また、この他に専門知識の研鑽を図るために開催される研究会や他の都道府県労働委員会への調査、各労働委員会相互の連絡調整のために開催される全国、ブロック別の会議、および研修等があり、さらに、毎年10月の「個別労働紛争処理制度」に係る周知月間に合わせた労働相談会に加え、平成25年度からは原則として毎月第4金曜日に月例労働相談を開催している。

令和2年中における会議等の開催状況は以下のとおりである。

2 総 会

開催回数	期 日	付議事項および報告事項
第1736回	令和2. 1.10	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和元年（個）第6号 イ 令和元年（個）第7号 (2) 争議の実情調査について 2 その他 (1) 神奈川県労働委員会業務運営調査・意見交換会の概要（案）について (2) 令和元年度第4回委員研究会の開催について (3) その他
1737	2. 1.24	1 報告事項 (1) あっせんについて ア 令和2年（調）第1号 イ 令和元年（個）第6号 (2) 争議の実情調査について 2 その他 (1) 近畿ブロック労働委員会間での審査事件の情報共有に関する申合せについて (2) 損害賠償責任免責条例（案）について (3) その他
1738	2. 2.14	1 報告事項

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 労働組合資格審査について（委員推薦） <ul style="list-style-type: none"> ア 令和2年（資）第2号 (2) あっせんについて <ul style="list-style-type: none"> ア 令和2年（調）第1号 イ 令和2年（個）第1号 (3) 争議の実情調査について 2 その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議の概要報告について (2) その他
1739	2. 2.28	<ul style="list-style-type: none"> 1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和2年（不）第1号について (2) 争議の実情調査について 2 その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 神奈川県労働委員会への業務運営状況調査の概要報告について (2) 令和2年度月例労働相談実施要領について (3) その他
1740	2. 3.13	<ul style="list-style-type: none"> 1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和2年（不）第1号について (2) 争議の実情調査について 2 その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 年間事件取扱状況（年報）について (2) 令和2年度研修・啓発活動計画（京都府派遣研修取組状況）について (3) その他
1741	2. 3.27	<ul style="list-style-type: none"> 1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働組合資格審査について（法人登記） <ul style="list-style-type: none"> ア 令和2年（資）第1号 (2) 令和2年（不）第1号について (3) 争議の実情調査について 2 その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働委員会活性化の取組状況について (2) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会について (3) その他
1742	2. 4.10	<ul style="list-style-type: none"> 1 付議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) あっせん員候補者の委嘱および解任について 2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和2年（不）第1号について (2) 争議の実情調査について 3 その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和2年度総会および諸会議について (2) 月例労働相談（1月～3月）について (3) その他
1743	2. 4.24 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> 1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和2年（不）第1号について (2) 争議の実情調査について

		<p>2 その他</p> <p>(1) 労働委員会における新型コロナウイルス感染症への抜本的対策について</p>
1744	2. 5. 8 (書面開催)	<p>1 付議事項</p> <p>(1) 令和2年(調)第2号の調停の開始について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 令和2年(不)第1号について</p> <p>(2) 争議の実情調査について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) サマーエコスタイルについて</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の延長について</p>
1745	2. 5.22 (書面開催)	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和2年(不)第1号について</p> <p>(2) 令和2年(調)第2号の調停について</p> <p>(3) あっせんについて</p> <p>ア 令和2年(個)第2号</p> <p>(4) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 10月労働相談について</p> <p>(2) 定例総会のWeb会議開催導入にあたってのアンケートについて</p>
1746	2. 6.12 (書面・Web 併用開催)	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和2年(不)第1号について</p> <p>(2) 令和2年(不)第2号について</p> <p>(3) 令和2年(調)第2号の調停について</p> <p>(4) あっせんについて</p> <p>ア 令和2年(調)第3号</p> <p>イ 令和2年(個)第2号</p> <p>(5) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 次回定例総会のWeb会議開催について</p>
1747	2. 6.26 (書面開催)	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和2年(不)第1号について</p> <p>(2) 令和2年(不)第2号について</p> <p>(3) 令和2年(調)第2号の調停について</p> <p>(4) あっせんについて</p> <p>ア 令和2年(調)第3号</p> <p>(5) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策と滋賀県労働委員会の今後の運営について</p> <p>(2) その他</p>
1748	2. 7.10	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和2年(不)第1号について</p> <p>(2) 令和2年(不)第2号について</p>

		<p>(3) 令和2年(調)第2号の調停について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 月例労働相談(4月～6月)に係る報告について</p> <p>(2) 第1747回定例総会議題確認書兼意見報告書への回答について</p>
1749	2. 7.22	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和2年(不)第1号について</p> <p>(2) 令和2年(不)第2号について</p> <p>(3) 令和2年(調)第2号の調停について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 今後の労働委員会の在り方検討状況について</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る最新情報について</p> <p>(3) その他</p>
1750	2. 8.17	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 労働組合資格審査について(委員推薦)</p> <p>ア 令和2年(資)第4号</p> <p>(2) 令和2年(不)第1号について</p> <p>(3) 令和2年(不)第2号について</p> <p>(4) 令和2年(調)第2号の調停について</p> <p>(5) あっせんについて</p> <p>ア 令和2年(個)第3号～第5号</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 令和元年度に係る本監査の結果について</p> <p>(2) その他</p>
1751	2. 8.28	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和2年(不)第2号について</p> <p>(2) 令和2年(調)第2号の調停について</p> <p>(3) あっせんについて</p> <p>ア 令和2年(調)第4号</p> <p>イ 令和2年(個)第3号～第5号</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 令和2年度全労委・近畿ブロック諸会議の開催状況について</p> <p>(2) その他</p>
1752	2. 9.11	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和2年(不)第2号について</p> <p>(2) 令和2年(調)第2号の調停について</p> <p>(3) あっせんについて</p> <p>ア 令和2年(調)第4号</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会等への対応について</p> <p>(2) その他</p>
1753	2. 9.25	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和2年(不)第2号について</p> <p>(2) 令和2年(調)第2号の調停について</p> <p>(3) あっせんについて</p>

		<p>ア 令和2年(調)第4号</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 公労使委員合同研修の概要報告について</p> <p>(2) その他</p>
1754	2.10.9	<p>1 付議事項</p> <p>(1) あっせん員候補者の委嘱および解任について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 令和2年(不)第2号について</p> <p>(2) 令和2年(調)第2号の調停について</p> <p>(3) あっせんについて</p> <p>ア 令和2年(調)第4号</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 7月～9月の月例労働相談に係る報告について</p> <p>(2) 奈良県労働委員会セミナーの概要報告について</p> <p>(3) その他</p>
1755	2.10.23	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和2年(不)第2号について</p> <p>(2) 令和2年(調)第2号の調停について</p> <p>(3) あっせんについて</p> <p>ア 令和2年(調)第4号</p> <p>(4) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 近畿ブロック労働委員会会長・事務局長連絡会議の概要報告について</p> <p>(2) その他</p>
1756	2.11.13	<p>1 付議事項</p> <p>(1) あっせん員候補者の委嘱および解任について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 令和2年(不)第2号について</p> <p>(2) 令和2年(調)第2号の調停について</p> <p>(3) あっせんについて</p> <p>ア 令和2年(調)第4号</p> <p>(4) 争議の実情調査について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 10月無料労働相談会の実施結果について</p> <p>(2) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会について</p> <p>(3) その他</p>
1757	2.11.27	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和2年(不)第2号について</p> <p>(2) 令和2年(調)第2号の調停について</p> <p>(3) あっせんについて</p> <p>ア 令和2年(個)第6号</p> <p>イ 令和2年(個)第7号</p> <p>(4) 争議の実情調査について</p> <p>2 その他</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の概要報告について (2) 全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会の概要報告について (3) その他
1758	2.12.11	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和2年(不)第2号について (2) 令和2年(調)第2号の調停について (3) あっせんについて <ul style="list-style-type: none"> ア 令和2年(個)第6号 イ 令和2年(個)第7号 (4) 争議の実情調査について <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 近畿ブロック労委労協命令研究会の概要報告について (2) 令和2年度公労使委員個別紛争専門研修の概要報告について (3) その他
1759	2.12.25	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和2年(不)第2号について (2) 令和2年(調)第2号の調停について (3) あっせんについて <ul style="list-style-type: none"> ア 令和2年(個)第6号 (4) 争議の実情調査について <p>2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和2年度全国労働委員会事務局審査・調整主管課長会議の概要について (2) 全労委運営委員長宛て要望について (3) その他

3 公益委員会議

開催回数	期 日	付議事項および報告事項
第1549回	令和2. 1.24	<p>1 協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第137回近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1550	2. 2.14	<p>1 付議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働組合資格審査について <ul style="list-style-type: none"> ア 令和2年(資)第2号
1551	2. 2.28	<p>1 付議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和2年(不)第1号について
1552	2. 3.13	<p>1 付議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和2年(不)第1号について
1553	2. 3.27	<p>1 付議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 労働組合資格審査について <ul style="list-style-type: none"> ア 令和2年(資)第1号 (2) 令和2年(不)第1号について
1554	2. 4.10	<p>1 付議事項</p>

		(1) 令和2年(不)第1号について
1555	2.7.10	1 付議事項 (1) 令和2年(不)第1号について (2) 令和2年(不)第2号について 2 協議事項 (1) 不当労働行為審査手続における調査調書の記載方法について
1556	2.7.22	1 付議事項 (1) 令和2年(不)第1号について (2) 令和2年(不)第2号について
1557	2.8.17	1 付議事項 (1) 労働組合資格審査について(委員推薦) ア 令和2年(資)第4号 (2) 令和2年(不)第1号について (3) 令和2年(不)第2号について
1558	2.8.28	1 付議事項 (1) 令和2年(不)第2号について
1559	2.9.11	1 付議事項 (1) 令和2年(不)第2号について
1560	2.9.25	1 付議事項 (1) 令和2年(不)第2号について
1561	2.10.9	1 付議事項 (1) 令和2年(不)第2号について
1562	2.10.23	1 付議事項 (1) 令和2年(不)第2号について
1563	2.11.13	1 付議事項 (1) 令和2年(不)第2号について
1564	2.11.27	1 付議事項 (1) 令和2年(不)第2号について
1565	2.12.11	1 付議事項 (1) 令和2年(不)第2号について 2 協議事項 (1) 第138回近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について
1566	2.12.25	1 付議事項 (1) 令和2年(不)第2号について 2 協議事項 (2) 審問を経ずに命令を発する手続について

4 研究会

開催回数	期 日	議 題
第63回	令和2.2.7	働き方改革の好事例について

新型コロナウイルス感染拡大防止のためその後の開催は休止

5 労働相談会

(1) 月例労働相談

期 日	場 所	相談員（委員）			事務局
		公益	労働者	使用者	
2. 1.24	委員会室	中委員	白崎委員	清水委員	森次長
2. 2.28	〃	吉田会長	白崎委員	吉田委員	米澤主任主事
2. 3.27	〃	土井代理	鈴木委員	清水委員	宮原主任主事
2. 5.22	〃	中委員	—	—	森次長
2. 6.26	〃	中岡委員	—	—	森次長
2. 9.25	〃	土井代理	辻委員	北川益造委員	島主事
2.11.27	〃	中岡委員	白崎委員	北川鉄樹委員	江村副参事

相談件数：13件（4月、7月、8月、10月および12月については、相談日を設けたが相談実績なし。）

※5月、6月はコロナウイルス感染拡大防止のため、公益委員による電話対応とした。

(2) 労働相談会（10月の「個別労働紛争処理制度」周知月間に合わせて開催）

期 日	場 所	相談員（委員）			事務局
		公益	労働者	使用者	
2.10. 9	大津市	吉田会長	白崎委員	清水委員	森次長
2.10.10	彦根市	中委員	池内委員	北川益造委員	米澤主任主事
2.10.17	近江八幡市	土井代理	辻委員	北川鉄樹委員	江村副参事
2.10.23	大津市	奥田委員	大西委員	山口委員	島主事
2.10.27	草津市	中岡委員	辻委員	北川鉄樹委員	江村副参事

相談件数：8件

6 委員会連絡会議

(1) 全国労働委員会会長連絡会議

諸般の事情により中止

(2) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和2年11月19日～20日

方 法 Web開催

講 演 「労働紛争の解決と労働委員会の役割」

議 題

- ① 同一の労働者からの複数回にわたり申請される個別労働紛争あっせんへの対応について
- ② 労働委員会におけるIT化に向けた取組等について
- ③ 不当労働行為事件の偏在に伴う課題への対応策について

(3) 第137回近畿ブロック労働委員会公益委員連絡会議

期 日 令和2年1月28日

場 所 京都府京都市

議 題

- ① 継続する行為について —京都府労委—

- ② 「その他不利益な取扱い」について ー京都府労委ー
- ③ 団体交渉を拒否する正当な理由について ー京都府労委ー

(4) 近畿ブロック労働委員会労働者側委員連絡会議

ア 第52回総会

期 日 令和2年8月24日～31日

場 所 書面開催

議 題

- ① 2019年度経過報告、会計報告・会計監査報告
- ② 2020年度活動方針(案)、予算(案)、役員体制(案)、諸活動について(案)
- ③ その他

イ 命令研究会

期 日 令和2年11月24日

方 法 Web開催

講 演 「団体交渉拒否事件（労組法7条2号）をめぐる重要判例・事件の紹介」

(5) 第121回近畿ブロック労働委員会連絡協議会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止（翌年度に延期）

(6) 近畿ブロック労働委員会会長連絡会議

期 日 令和2年10月16日

方 法 Web開催

議 題

- ① 令和3年度近畿ブロック労働委員会の諸会議開催計画について ー京都府労委ー
- ② 総会及び公益委員会議をWeb会議形式で開催した場合の定足数及び議決権について ー兵庫県労委ー
- ③ 在り方検討積み残し項目の検討に係る近畿ブロックとしての今後の進め方について ー京都府労委ー

7 事務局連絡会議

(1) 全国労働委員会事務局長連絡会議

諸般の事情により中止

(2) 近畿ブロック労働委員会事務局長連絡会議

期 日 令和2年10月16日

方 法 Web開催

議 題

- ① 令和3年度近畿ブロック労働委員会の諸会議開催計画について ー京都府労委ー
- ② 第6回今後の労働委員会の在り方検討小委員会（10月5日）の開催結果について ー京都府労委ー

(3) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

期 日 令和2年11月26日

方 法 Web開催

議 題

- ① 調整業務の運営について
- ② 都道府県労働委員会事務局からの業務報告

講 演 「同一労働同一賃金について」

(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

期 日 令和2年11月26日

方 法 Web開催

議 題

- ① 新型コロナウイルス感染防止に配慮した審査の実施について
- ② 今後の労働委員会の在り方検討について

(5) 近畿ブロック労働委員会事務局課長会議

平成30年度以降休止

8 業務運営状況調査

(1) 神奈川県労働委員会

期 日 令和2年2月5日

調査事項

- ① 外国人労働者をめぐる課題について
- ② 審査事務関係について
- ③ 労働争議の調整・個別労働関係紛争の解決に係る事務について
- ④ その他の取組みについて

9 審問見学

新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止

10 講座等

(1) 大学への出前講座：「ワーカールール、ブラックバイト、ブラック企業について」

① 滋賀大学経済学部（連合滋賀オンライン寄付講座）

期 日 令和2年10月15日

場 所 連合滋賀（大津市）から滋賀大学（彦根市）へ

講 師 労働委員会労働者委員、事務局職員

出席者 滋賀大学経済学部 50名

② びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部（オンデマンド講座）

収録日 令和2年11月25日

場 所 東近江市（びわこ学院大学本館会議室）

講 師 事務局職員

対象者 教育福祉学部 3回生120名、短期大学部 2回生80名

配信日 12月24日～1月10日（冬休み期間）

(2) 高等学校への出前講座：「働いていて、これってアリ?と思ったときは、まず相談を」

期日	場所	講師	出席者
2.11.9	八幡商業高等学校（近江八幡市）	事務局職員	3年生 25人
2.12.18	堅田高等学校（大津市）	〃	3年生 185人

11 研修

(1) 経営労働フォーラム2020

期 日 令和2年2月13日

場 所 滋賀県草津市

研修内容

- ① 解説：2020年版連合白書について
- ② 解説：2020年版経営労働政策特別委員会報告について
- ③ 時局講演「働き方改革と労働組合の意義」

(2) 公労使委員合同研修

期 日 令和2年9月3日（全体研修）、9月4日（独自研修）

方 法 Web開催

研修内容

（全体研修）

- ① 労働委員会について ー歴史・現状・課題ー
- ② 労働法の基礎
- ③ 働き方改革時代における労働争議調整（あっせん）の運用と活用
- ④ 和解事例検討

（労働者委員研修）※月刊労委労協2020年11月号に講演内容を掲載し、研修の振替とする。

- ① 不当労働行為救済制度の概要と意義、重要行訴判決を兼ねて
- ② 個別的労働紛争解決

(3) 公労使委員個別紛争専門研修

期 日 令和2年12月3日

場 所 東京都中野区（Web併用）

研修内容

- ① 労働関係法令の改正等の動向
- ② 裁判例の動向
- ③ メンタルヘルスに関する知識と対応策
- ④ 個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例

(4) 労使関係セミナー

新型コロナウイルス感染拡大防止のため不参加

(5) 奈良県労働委員会セミナー

期 日 令和2年9月30日

場 所 奈良県橿原市

研修内容

- ① 新型コロナ時代の積極的労働政策を考える
- ② 新型コロナウイルス感染症時代の労働委員会の役割
- ③ 新型コロナウイルス感染症の時代の積極的労働政策の取組み、諸団体の役割を考える

(6) 研修・啓発小委員会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止

12 講演会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止

13 労働委員会を取り巻く新たな動き

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、滋賀県も令和2年4月16日から5月14日にかけて緊急事態宣言措置区域となった。当委員会ではそれに伴い、マスクの着用や手指消毒などの感染予防対策の徹底に加えて、密集・密閉・密接のいわゆる三密を避けるための対策として、令和2年4月24日、5月8日、5月22日、6月12日および6月26日の定例総会を书面（6月12日は試行的にWebと併行して実施）にて開催するとともに、5月22日および6月26日の月例労働相談においては、通常は公労使三者一組で対面にて対応するところを公益委員のみで、電話にて対応した。

(2) 今後の労働委員会の在り方検討への対応

①全国労働委員会連絡協議会総会（令和2年11月19日、20日）

「今後の労働委員会の在り方検討小委員会及び作業チームの議論のまとめ」について荒木運営委員長から報告があり、その中で「運営委員会の下に引き続き検討のための体制を設けるなどして検討課題がさらに深掘りされることが相当」との部分、小委員会での様々な要望を踏まえ、この総会後に開催される次期運営委員会で議論がされるものと認識しているとの説明があった。

なおこの総会にて、当委員会の吉田会長が、京都府労委の笠井会長の後を受けて次期運営委員会の近畿ブロック代表公益委員に就任した。

②第1回運営委員会（令和2年11月20日）

全労委事務局から、運営委員会の下に設ける検討体制については、令和3年7月に開催予定の第2回運営委員会で事務局案を示すとの報告があった。これに対して出席委員から、7月では遅すぎるとの意見が相次いだ。これを受け、荒木運営委員長から、「より短い期間において、Web会議などが開催できないかも含めて検討し、可能であれば7月以前の会合の可能性も検討させていただく」との回答があった。

③荒木全労委運営委員長宛ての要望書提出（令和2年12月24日）

第1回運営委員会を受けて、近畿および九州ブロックの各労委会長14名の連名で、荒木運営委員長宛てに、①Web会議等により速やかに次回運営委員会を開催し、継続検討の体制等について具体的に議論し、今年度内に決定すること、②検討体制を年度内に決定できるよう、全労委事務局は速やかに事務局案を提示すること、③次回運営委員会では、具体的な案をベースに議論することとし、具体的な案については事務局案に限らず、運営委員から提出される案も議論の対象とすることを内容とする要望書を提出した。

第2節 事件取扱概況

当委員会における令和2年の事件取扱概況は第1表のとおりであった。

第1表 事件取扱概況

(注) 右欄の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

事件区分		年		平成28		29		30		令和元		2	
資格審査 労働組合	不当労働行為救済申立てのため	5	1	1	1							1	
	法人登記のため											1	
	委員推薦のため	2		8		2	1	4				2	
	総会の決議によるもの												
	計	7	1	9	1	2	1	4				4	
不当労働行為事件審査	労組法7条1号該当											1	
	労組法7条2号該当	1	1	1								1	
	労組法7条3号該当												
	労組法7条4号該当												
	労組法7条1・2号該当												
	労組法7条1・3号該当	1											
	労組法7条1・4号該当												
	労組法7条2・3号該当	1		1	1								
	計	4	1	2	1								2
争議の調整	集团的労使紛争あっせん	2		3		4	1	2				3	
	調停											1	
	仲裁												
	計	2		3		4	1	2				4	
個別的労使紛争あっせん		7		6	1	13	1	7				8	1
争議の実情調査		16		22	4	20	4	22	4			23	4
地公労法の認定・告示													
行政訴訟事件		1	1	1	1								

第2表 月別事件取扱件数状況

事件区分		月												計	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
労働組合 資格審査	新規係属件数	2				1			1						4
	取扱件数	2	2	1		1	1	1	2	1	1	1	1	1	—
	繰越し		2	1			1	1	1	1	1	1	1	1	—
不当労働 行為事件 審査	新規係属件数		1				1								2
	取扱件数		1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	—
	繰越し			1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	—
集团的 労使紛争 あっせん	新規係属件数	1			1		1		1						4
	取扱件数	1			1	1	2	1	2	2	2	1	1	1	—
	繰越し					1	1	1	1	2	2	1	1	1	—
個別的 労使紛争 あっせん	新規係属件数	1				1		3				2		7	
	取扱件数	2	1			1	1	3	3			2	2	—	
	繰越し	1	1				1		3				2	—	
争議の 実情調査	新規係属件数		3	7							5			15	
	取扱件数	4	7	10	7	5	5				5	4	2	—	
	繰越し	4	4	3	7	5	5					4	2	—	
地公労法の 認定・告示	新規係属件数													0	
	取扱件数													—	
	繰越し													—	
行政訴訟 事件	新規係属件数													0	
	取扱件数													—	
	繰越し													—	

第3表 地域別事件継続状況

地域	湖南	湖東	湖北	湖西	県外	計
労働組合資格審査	3		1			4
不当労働行為事件審査		2				2
集団的労使紛争あつせん	4					4
個別的労使紛争あつせん	4	4	1			8
争議の実情調査	17	4	2			19
地公労法の認定・告示						
行政訴訟事件						
計	28	4	6	1	3	37

(注) ・右欄の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

・地域別表示は、次のとおりである。

湖南 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市

湖東 近江八幡市、東近江市、彦根市、蒲生郡、愛知郡、犬上郡

湖北 長浜市、米原市

湖西 高島市

(注) ・労働組合資格審査については、連合団体および合同労組に係るものを含まない。

第4表 企業規模別状況

・右欄の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

規模	30人未満	30～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500人以上	不明	計
労働組合資格審査		1		1				2
不当労働行為事件審査		1	1					2
集団的労使紛争あつせん		2	1			1		4
個別的労使紛争あつせん	4	1				3	1	8
争議の実情調査	2	10	3	1	2	4		19
地公労法の認定・告示								
行政訴訟事件								
計								35

第5表 業種別状況

業種	農業・林業	漁業	鉱業・採石業・砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	金融業・保険業	物品賃貸業	不動産業・技術サービス業	学術研究・専門サービス業	宿泊業・飲食サービス業	生活関連サービス業・娯楽業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	(他に分類されないもの)	公務	計
労働組合資格審査				2																	2
不当労働行為事件審査				1				1													2
集団的労使紛争あつせん								1								1	1		1		4
個別的労使紛争あつせん				4				2	1							1					8
争議の実情調査								3									16	4			19
地公労法の認定・告示																					
行政訴訟事件																					
計																					35

(注) ・下段の数字は、実数中に含まれている前年からの繰越件数を表す。

・労働組合資格審査については、連合団体および合同労組に係るものを含まない。

・業種は日本標準産業分類大分類に準拠する。

第3節 審 査

1 不当労働行為事件審査

(1) 概 況

令和2年に、当委員会が取り扱った不当労働行為審査事件は2件だった。
最近10年間の年別取扱件数は下表のとおりである。

年別事件取扱件数表

(注) 下段の数字は実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

区分 \ 年	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
	申立件数	3	2	2	1	5	3	1	0	0
取扱件数	15	6	3	3	7	4	2	0	0	2
	12	4	1	2	2	1	1	0	0	0

(2) 審査の期間の目標の達成状況

ア 審査期間の目標

当委員会では、不当労働行為事件の審査期間の目標を次のとおり定めている。

「1年2箇月とする。ただし、団交拒否事件については、早期終結に努めるものとする。」

イ 審査に要した期間

当委員会が令和2年に取り扱った不当労働行為事件のうち、同年内に終結した件数は1件であり、その審査に要した期間等は次のとおりであった。

事 件 番 号	終 結 状 況	申 立 日 終 結 日	審 査 日 数 審 査 期 間
令和2年(不)第1号	取下げ	令和2年2月20日 令和2年7月28日	160日 (約5箇月)

※事件の概要については、(3) 取扱事件一覧表に記載している。

ウ 目標の達成状況

上記(ア)のとおり、令和2年に取り扱った事件は、目標期間内に終結した。

(3) 取扱事件一覧表

(令和2年12月31日現在)

事件番号		令和2年(不)第1号	令和2年(不)第2号
申立人	名称	X	Z労働組合O支部
	組合員数	—	30人
	合同労組	非該当	該当
	上部団体 (所属組合)	J労働組合	Z労働組合
被申立人	名称	株式会社S	F株式会社
	従業員数	80人	150人
	業種	製造業	運輸業
事件発生日		令和2年1月10日	令和元年11月25日
申立日		令和2年2月20日	令和2年6月3日
該当条項		労組法第7条第1号	労組法第7条第2号
原因		不利益取扱い	団体交渉拒否
審査委員		吉田 和宏	奥田 香子
参与委員		池内 正博(労)	辻 喜則(労)
		北川 益造(使)	吉田 郁雄(使) 9月30日まで 北川 益造(使) 10月1日から
代理人数		(申立人側) 0 (被申立人側) 2	(申立人側) 1 (被申立人側) 2
補佐人数		(申立人側) 0 (被申立人側) 0	(申立人側) 1 (被申立人側) 2
調査回数		2	4
審問回数		0	0
証人数		(申立人側) 0 (被申立人側) 0	(申立人側) 0 (被申立人側) 0
証拠数		(申立人側) 4 (被申立人側) 2	(申立人側) 14 (被申立人側) 21
審査計画による 命令交付予定日		—	—
終結日		令和2年7月28日	—
終結内容		取下げ	—

(4) 事件の概要

令和2年(不)第1号事件

- 1 申立人 X
- 2 被申立人 株式会社S
- 3 申立ての概要

申立書等によると、申立人は、平成29年7月頃に職場でのパワーハラスメントを原因とする適応障害を発症し、以後、被申立人が従業員向けに設置した「メンタルヘルスサポート室」を度々利用してきた。その後、申立人は、平成30年11月19日に労働組合に加入し、労働組合と被申立人は、申立人の未払い残業代の支払い、パワーハラスメントおよび長時間労働の対応について3回団体交渉を行ったが合意に至らず、令和元年9月5日、申立人は、未払い残業代の支払いを求める訴訟を提起した。このような経過の中、令和2年1月10日、申立人が被申立人に対して「メンタルヘルスサポート室」の利用申請を行ったところ、被申立人はこれに応じなかった。申立人は、労働組合に加入する前には同室を利用できていたことから、被申立人の対応は、申立人が労働組合に加入したことの故をもって、同室の担当者との接触を妨害し、申立人を孤立させることで自主退職に追い込むために行われたものであると考え、同年2月20日、当委員会に対して救済申立てを行った。

- 4 請求する救済内容
 - (1) 「メンタルヘルスサポート室」の利用
 - (2) 謝罪文書の交付および掲出

- 5 該当条項
労働組合法第7条第1号

- 6 申立日
令和2年2月20日

- 7 終結日および結果
令和2年7月28日 取下げ

- 8 委員会の処置

申立てを受けた当委員会は、直ちに調査開始を決定するとともに、審査委員に吉田和宏会長を選任した。また、池内正博労働者委員および北川益造使用者委員から参与の申出があった。

令和2年3月13日に被申立人から、本件申立ての棄却を求める答弁書の提出があった。

同年3月23日に審査委員および参与委員によって行われた委員協議において、申立人に対する求釈明事項が検討され、文書による釈明を求めることとされた。

その後、第1回調査は、新型コロナウイルス感染拡大の緊急事態宣言の発出による延期を経て、同年6月10日に、当委員会室において両参与委員に出席を求めて実施され、両当事者の主張の確認、整理が行われた。

令和2年7月28日の第2回調査においても引き続き両当事者の主張の確認、整理が行われたが、申立人から訴訟および不当労働行為事件審査が係属する中、被申立人側が設置する「メンタルヘルスサポート室」への相談内容の秘密が守られるとは思えず、同室を利用する理由は失われたとして、申立てが取り下げられた。

令和2年（不）第2号事件

1 申立人 Z労働組合O支部

2 被申立人 F株式会社

3 申立ての概要

申立書によると、申立人は令和元年11月に開催された団体交渉において、新賃金について団体交渉を要求したが明確な回答がなく、その後、令和2年2月に再度新賃金について団体交渉を要求したが、文書による回答だけであり、団体交渉は開催されなかった。そこで申立人は、再三にわたり団体交渉の開催を促したが、交渉は開催されなかったため、新賃金問題について団体交渉の開催を求めて、同年6月3日、当委員会に対して救済申立てを行った。

4 請求する救済内容

会社は誠意をもって団体交渉に応じること

5 該当条項

労働組合法第7条第2号

6 申立日

令和2年6月3日

7 終結日および結果

係属中

8 委員会の処置

申立てを受けた当委員会は、直ちに調査開始を決定するとともに、審査委員に奥田香子委員を選任した。また、辻喜則労働者委員および吉田郁雄使用者委員から参与の申出があった。

令和2年6月29日に被申立人から本件申立ての棄却を求める趣旨の答弁書の提出があった。

同年7月10日に審査委員および参与委員によって行われた第1回委員協議において、求積明事項が検討され、双方に対して文書による釈明を求めた。

調査は、当委員会室において両参与委員に出席を求めて実施され、同年8月3日に第1回調査および同年9月15日に第2回調査において、両当事者の主張の確認、整理が行われた。その後、吉田郁雄使用者委員の退任に伴い、同年10月1日付けで北川益造使用者委員から参与の申出があった。そして、同年10月21日の第3回調査および同年12月9日の第4回調査において、両当事者の主張の確認、整理が行われ、さらに争点を明確にするため、今後も引き続き調査を続けることになった。

(5) 再審査申立事件の概要

対象なし

(6) 行政訴訟事件の概要

対象なし

2 労働組合資格審査

(1) 概況

ア 取扱状況

令和2年における労働組合資格審査の取扱件数は4件であり、内訳は、不当労働行為事件救済申立てのためが1件、法人登記のためが1件、委員推薦のためが2件で、総会の決議によるものはなかった。

不当労働行為救済申立てのためとは、労働組合が不当労働行為救済申立てを行う際に申請されるものであり、委員推薦のためとは、労働委員会の労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合から申請されるものである。法人登記のためとは、労働組合が組合財産の明確化や保護、または所得税法上の優遇措置等の効果を得るため、法人格を取得する際に申請されるものである。

また、総会の決議によるものとは、労働組合法以外の法律で資格審査が必要と定められているため、労働組合が資格審査証明を申請した場合に、総会の決議により行われるもので、具体的には労働組合が無料の職業紹介事業を行う場合（職業安定法第33条第2項）と無料の労働者供給事業を行う場合（職業安定法第45条、同法施行規則第32条）である。

年別申請理由別取扱件数表 (注) 下段の数字は実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

申請理由	年									
	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
不当労働行為	15	5	3	3	4	5	1	0	0	1
救済申立て	11	4	1	2	1	1	1	0	0	0
法人登記	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
委員推薦	7	1	6	1	7	2	8	2	4	2
	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
総会の決議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	22	6	9	4	11	7	9	2	4	4
	11	4	1	2	1	1	1	1	0	0

イ 終結状況

審査の結果、労働組合法に適合すると認められたものは3件である。

終結状況表

申請理由	結果					計
	適合	不適合	取下げ	打切り	次年繰越し	
不当労働行為	0	0	0	0	1	1
救済申立て						
法人登記	1	0	0	0	0	1
委員推薦	2	0	0	0	0	2
総会の決議	0	0	0	0	0	0
計	3	0	0	0	1	4

(2) 資格審査一覧表

(注) 従業員数および組合員数は、資格審査申請時点の数字である。

番号	労働組合名	従業員数	組合員数	申請理由	申請年月日	決定年月日	結果
2 ・ 1	日本労働組合総連合会 滋賀県連合会	—	66,315	法人登記	2. 1. 8	2. 3.27	適合
2 ・ 2	近江ベルベット労働組合	42	30	委員推薦	2. 1.30	2. 2.14	適合
2 ・ 3	Z地域合同労働組合O支部	※	30	不当労働行為 救済申立て	2. 5.20	—	係属中
2 ・ 4	ショット日本労働組合	220	115	委員推薦	2. 8. 3	2. 8.17	適合

※は、合同労組であり、従業員数は把握されていない。

第4節 調 整

(1) 概 況

①事件数

令和2年に取り扱った調整事件数は、集団的労使紛争については、あっせんが3件、調停が1件であり、仲裁はなかった。個別的労使紛争については、あっせんが8件であった。

最近10年間の年別取扱件数は下表のとおりである。

年別事件取扱件数表

(注) 下段の数字は、実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

区分		年									
		平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
取扱総件数		10 0	6 1	5 0	4 0	13 1	9 0	9 1	17 1	9 0	12 1
労使紛争 集団的	あっせん	6 0	3 1	2 0	2 0	5 0	2 0	3 0	4 1	2 0	3 0
	調停	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	仲裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個別的労使紛争 のあっせん		4 0	3 0	3 0	2 0	8 1	7 0	6 1	13 0	7 0	8 1

②取扱結果

ア 集団的労使紛争

令和2年に係属した4件は、全て当年内に終結した。

結果		年				
		平成28	29	30	令和元	2
取扱件数		2	3	4	2	4
終結	解決	1	1	1	0	1
	取下げ	0	0	0	0	2
	不開始	0	0	0	0	0
	打切り	1	1	3	2	1
翌年繰越し		0	1	0	0	0

イ 個別的労使紛争のあっせん

令和2年に係属した8件のうち、7件は終結し、1件は翌年に繰り越した。

結果		年				
		平成28	29	30	令和元	2
取扱件数		7 0	6 1	13 0	7 0	8 1
終結	解決	4 0	2 1	7 0	1 0	0 0
	取下げ	0	0	2	0	4
	不開始	0	0	1	0	0
	打切り	2 0	4 0	3 0	5 0	3 1
翌年繰越し		1	0	0	1	1

(注) 下段の数字は、実数中に含まれる前年からの繰越件数を表す。

③調整事項の状況

新規係属事件の調整事項別状況は次のとおりである。なお、1つの係属事件に調整事項が複数含まれる場合があるため、調整事項の総計と新規係属事件数は一致しない。

ア 集团的労使紛争

調整事項		年				
		平成28	29	30	令和元	2
組合活動・労働協約		1				1
a	組合承認・組合活動	1				1
b	協定締結・全面改定					
c	協定効力・解釈					
賃金等			1	1		3
d	賃金増額					1
e	一時金					1
f	諸手当					
g	その他賃金に関するもの			1		
h	退職一時金・年金		1			1
i	解雇手当・休業手当					
給与以外の労働条件				1		
j	労働時間					
k	休日・休暇					
l	作業方法の変更					
m	定年制			1		
n	その他の労働条件					
経営または人事			3	1		1
o	事業廃止・事業縮小					
p	企業合併・営業譲渡					
q	人員整理					
r	配置転換		1			
s	解雇		2	1		1
t	その他の経営・人事					
福利厚生						
u	福利厚生					
団体交渉等		1	1	1	1	2
v	団交促進	1	1	1	1	2
w	事前協議制					
その他		1		2	2	
x	その他	1		2	2	
総計		3	5	6	3	7
新規係属事件数		2	3	3	2	4

イ 個別的労使紛争

調整事項		年				
		平成28	29	30	令和元	2
経営または人事		7	3	11	4	5
ア	解雇	2	3	1	1	1
イ	配置転換・出向・転籍	1		2	2	1
ウ	復職			1	1	1
エ	懲戒処分	1		2		1
オ	退職	3		5		
カ	勤務延長・再雇用					1
キ	その他経営または人事					
賃金等		2	1	4		1
ク	賃金未払い			2		1
ケ	賃金増額	1				
コ	賃金減額					
サ	一時金	1				
シ	退職一時金		1	1		
ス	解雇手当					
セ	休業手当					
ソ	諸手当					
タ	その他賃金			1		
チ	年金（企業年金・厚生年金等）					
労働条件等		2	2	5		5
ツ	労働契約	1				2
テ	労働時間			1		
ト	休日・休暇					
ナ	年次有給休暇		1	1		1
ニ	育児休業・介護休業					1
ヌ	時間外労働	1		2		
ネ	安全・衛生					1
ノ	福利厚生制度					
ハ	社会保険					
ヒ	労働保険					
フ	その他の労働条件等		1	1		
職場の人間関係			2	4	5	6
ヘ	セクハラ					1
ホ	パワハラ・嫌がらせ		2	4	5	5
その他				2	1	
マ	その他			2	1	
総計		11	8	26	10	17
新規係属事件数		7	5	13	7	7

(2) 取扱事件一覧表

①集团的労使紛争

番 号	650	651
事 件 番 号	令和2(調)第1号	令和2年(調)第2号
調 整 区 分	あっせん	調停
当 事 者	申 請 者	R株式会社
	相 手 方	R労働組合
事 業 内 容	学校 教育、地方公務	廃棄物処理業
従 業 員 数	約6,000人	113人
争 議 参 加 人 員 (組 合 員 数)	50人	不明
争 議 行 為 の 状 況	なし	なし
調 整 事 項	民間委託の不拡大、会計年度任用職員の任用枠の確保	賃金、一時金および退職金の引上げ、就業規則の交付、組合掲示板の設置等
労 働 者 側 主 張	市の幼稚園および小中学校の用務員が令和2年度から会計年度任用職員へ移行するにあたり、勤務条件について令和元年7月までに市および教育委員会と団体交渉を経て合意したが、同年10月になって当局は任用枠を削減し民間委託を拡大するとともに、一日の勤務時間を削減すると一方的に通告してきた。従来、退職者分に限られていた民間委託の大幅な拡大は多くの雇止めを伴うものであり、団体交渉での合意を事後に一方的に覆すことは騙し討ちであって組合軽視も甚だしく許されない。	団体交渉は開催されているが、会社は文書回答の内容から譲歩せず、毎回平行線のまま終わっている。会社は賃上げができない理由として経営難を挙げているが、委託料は自治体から十分に支払われているはずであり納得できない。また、決算書の開示を再三要求してきているにもかかわらず、会社が応じないのは誠実交渉義務に反する。
使 用 者 側 主 張	用務員の民間委託の拡大は従来からの方針で、民間委託の方が業務を効率的に進めることができる。業務の委託は管理運営事項であり、組合の合意は必要としない。用務員の勤務時間も既に決定したことである。	団体交渉は毎年複数回開催してきており、人事評価制度の導入や賃上げ等、誠実に対応してきた。賃金水準は同業他社と比較しても低くない。会社としては持続可能な経営を行う必要があり、賃金以外にも資金を配分する必要がある。決算書については、誤解や混乱を招くおそれがあり、開示は適当ではない。
申 請 年 月 日	令和2年1月16日	令和2年4月30日
終 結 年 月 日	令和2年1月29日	令和2年12月16日
結 果	取下げ	打ち切り
終 結 要 旨	被申請者から組合が受入れ可能な案が示されたことにより、取り下げられた。	4回にわたり調停を開催したが、双方の主要な主張の隔たりは依然大きかったため、打ち切った。
調 整 担 当 員	土井裕明(公)	吉田和宏(公)、白崎直樹(労)、清水しのぶ(使)

番号	652	653	
事件番号	令和2(調)第3号	令和2年(調)第4号	
調整区分	あっせん	あっせん	
当事者	申請者	K合同労働組合	社会福祉法人T
	相手方	O株式会社	労働組合T
事業内容	運送業	社会福祉	
従業員数	50人	37人	
争議参加人員 (組合員数)	14人	27人	
争議行為の状況	なし	なし	
調整事項	団体交渉の開催	団体交渉の開催	
労働者側主張	<p>パワハラ行為を行う職員の処分と配置転換、庸車便優先取扱いの見直しおよび再雇用職員の昇給改善を文書で求め、併せて団体交渉の開催を申し入れたが、再三延期されたうえ、一度示された回答書も撤回、回収された後、団体交渉について何らの連絡もされなかった。</p>	<p>2月に開催された「2020年度に向けた就業規則の改正について」の説明会で、「わたり(昇給の際、職階に対応した級より上の級の給与額を適用すること)」を廃止するとの説明があったため、3月に「わたり」廃止に係る団体交渉を文書で申し入れたが、年度末は忙しいので新年度以降に設定する旨回答があった。それにもかかわらず、4月1日に「わたり」が廃止された。</p> <p>これを受けて改めて団体交渉を求めるとともに、5月には「わたり」廃止の撤回を求める請願書を提出したところ、6月に説明会が開催されたが、「不利益はない。決まったこと。」を繰り返すのみで、その後何らの進展もなかった。</p>	
使用者側主張	<p>団体交渉の遅延理由としては、交渉事項が個人的な内容であり、団体交渉ではなく、申請者分会長と個別折衝していたことや業務繁忙のため時間が取れなかったためであり、団体交渉を拒むものではない。</p>	<p>団体交渉が遅延した原因は、4月以降新型コロナウイルスの感染が拡大したことや、業務上夜間しか交渉ができないところ、2つの施設で日程調整が困難であったことであり、団体交渉から逃げているつもりはなく、コミュニケーションは取りたいと考えている。</p>	
申請年月日	令和2年6月2日	令和2年8月21日	
終結年月日	令和2年6月22日	令和2年10月30日	
結果	解決	取下げ	
終結要旨	令和2年6月16日に団体交渉が開催されたことにより、取り下げられた。	令和2年9月28日および10月28日に団体交渉が開催されたことにより、取り下げられた。	
調整担当員	土井裕明(公)	中睦(公)	

②個別的労使紛争

番 号	個90	個92
事 件 番 号	令和元年(個)第6号	令和2年(個)第1号
当 事 者	申 請 者	被申請者従業員
	相 手 方	N株式会社
事 業 内 容	運輸・郵便業	製造業
従 業 員 数	500人以上	99人以下
雇 用 形 態	正社員	正社員
調 整 事 項	以前所属していた職場への配置転換、またはパワハラを行った上司の異動	労災補償および職場復帰への協力、職場環境の改善等
労働者側主張	<p>管理職として異動した直後から、体調の悪化により手術が必要となったにもかかわらず、上司から業務の進捗状況を執拗に問われたり、管理職を自ら降格するよう求められたりし、さらには復帰が困難な職場状況にするなど、様々なパワハラを受けた。このことについて、社内の相談室および本社に報告したが、十分な対応がされなかった。</p> <p>現在は職場に復帰したが、体調不安を抱えた状況であるため、以前所属していた負担の少ない職場に異動したい。それが困難であるなら、当該上司を異動させてほしい。</p>	<p>上司によるパワハラ行為と過重労働により、精神疾患を発症して休職せざるを得なくなった。しかし会社はパワハラの事実を認めず、精神疾患を私傷病扱いするなど、労災補償にも非協力的である。</p> <p>会社の対応について説明を求めたところ、会社は突然弁護士を選任し、直接の交渉を拒むようになった。</p> <p>会社はパワハラと過重労働による精神疾患発症の責任を認め、労災補償への協力や職場環境の改善、職場復帰への協力をすべきである。</p>
使用者側主張	<p>当該上司に聞き取り調査を行った結果、パワハラはなかったとの結論に至った。当該上司は業務遂行の観点からではなく、申請者の体調を気遣って連絡をしたのであり、降格については勧奨にすぎず申請者に応じる義務はないものである。</p> <p>人事異動についても何らかの約束をすることは困難である。</p>	<p>パワハラ行為については会社の内部調査のみならず、弁護士による調査においても存在が認められなかった。申請者の主張には録音等の客観的証拠もなく、認められない。また、時間外労働も慢性的に過重だったとは言えない。</p> <p>労災補償への協力や職場環境の改善については、既に最大限の配慮を行っており、これ以上の対応は不可能である。</p> <p>弁護士の選任については、申請者が先に弁護士の名前を出してきたためやむなく行ったものである。</p>
申 請 年 月 日	令和元年9月27日	令和2年1月31日
終 結 年 月 日	令和2年1月10日	令和2年2月13日
結 果	打ち切り	取下げ
終 結 要 旨	あっせんを開催したが、双方の主張に隔たりが大きいと打ち切った。	あっせん申請事項については民事訴訟で争うこととするとして、取り下げられた。
あ っ せ ん 員	吉田和宏(公)、池内正博(労)、吉田郁雄(使)	中睦(公)

番号	個93	個94、個95、個96
事件番号	令和2年(個)第2号	令和2年(個)第3号、第4号、第5号
当事者	申請者	被申請者元従業員
	相手方	株式会社A
事業内容	小売業	製造業
従業員数	9人以下	20人以下
雇用形態	パート・アルバイト	パート2人、有期契約社員1人
調整事項	懲戒解雇の撤回(会社都合退職への変更)、出勤停止処分の撤回、有給休暇の取得等	労働契約不利益変更及びパワハラ・セクハラ等に対する金銭補償、賞与減額分の支払い
労働者側主張	<p>3月時点ではゴールデンウィーク中は休業日であったため予定を入れた。</p> <p>業務上のミスはその都度反省し、謝罪もしている。そもそも十分な指導を受けていない。</p> <p>社会通念上理解できない発言はプライベートな会話におけるものであり、懲戒解雇されるようなものではない。</p> <p>また、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言下に複数人で外出するとの発言は事実無根であり、出勤停止処分は受け入れられない。</p> <p>さらに、有給休暇の取得は労働基準監督署に相談のうえ申請しており認められるべきである。</p>	<p>社長からの日常的なパワハラ(セクハラ、マタハラ)、新型コロナウイルス感染拡大の影響を理由とした一方的な雇用条件の不利益変更および産休・育休明けの復職の相談を放置されたことなどにより負った精神疾患に対する金銭的補償を求める。</p> <p>また、妊娠報告後に不当に減額された賞与の減額分の支払いを求める。</p>
使用者側主張	<p>ゴールデンウィーク中の出勤を条件に採用されたにもかかわらず、再三の出勤要請にも応じず、勤務態度も不良で改善の見込みもない。さらに「新型コロナウイルスに感染しても構わない。」など、社会通念上理解できない発言で周囲に恐怖感を与えており、懲戒処分は妥当なものである。</p> <p>また、新型コロナウイルス自粛期間中に複数人で外出すると言っていたので、職場での感染を下げるためやむなく出勤停止処分にした。</p> <p>さらに、出勤停止期間中の有給休暇の取得は認められない。</p>	
申請年月日	令和2年5月20日	令和2年7月29日
終結年月日	令和2年6月9日	令和2年8月24日
結果	打ち切り	取下げ
終結要旨	使用者があっせん応諾に条件をつけ、それを申請者が拒否したため打ち切った。	使用者側調査前に、会社から納得できる条件提示があったため、取り下げられた。
あっせん員	中岡研二(公)	中岡研二(公)、中睦(公)

番 号	個97	個98
事 件 番 号	令和2年(個)第6号	令和2年(個)第7号
当 事 者	申 請 者	被申請者子会社従業員
	相 手 方	学校法人H
事 業 内 容	学校教育	運輸・郵便業
従 業 員 数	500人以上	500人以上
雇 用 形 態	有期契約社員	正社員
調 整 事 項	子会社社長の申請者への謝罪の場の設定 および指導	現在または同種の職場での再雇用、管理職 扱いでの再雇用
労働者側主張	<p>子会社社長と対面で話し合いをしている最中に暴言を吐かれ、椅子を蹴られるという暴力行為を受けた。直ちに謝罪を求めたが真摯な謝罪のないまま長期間経過した。また、子会社社長は、普段から社長の資質に欠ける行為が目立っている。子会社社長は被申請者の職も兼務していることから、被申請者は子会社社長を指導する義務がある。</p>	<p>昨年、パワハラによる体調悪化の懸念から人事異動を求めてあっせんを申請し、不調に終わったもののその後希望していた異動が叶った。しかし、この異動で管理職から外れたことが原因で、定年退職以降は現場での再雇用が不可避となった。異動後も一段と健康が悪化していることから現場での再雇用は心身への負荷が大きく耐えられない。安全配慮の面から現在または同種の職場での再雇用を求めたい。</p> <p>また、昨年の異動時に再雇用に重大な影響が生じるとの情報が伏せられていたことは「騙し討ち」であり容認できない。さらに、長年管理職を務めた実績からも管理職扱いで現場以外の職場で再雇用されることを強く望む。</p>
使用者側主張	<p>子会社社長は、親会社の職も兼務しているが、本件はあくまでも子会社の業務について子会社の中で発生した紛争である。子会社と親会社は別の組織であり、被申請者は、本件に関して子会社社長を指導する何らの義務を負うものではない。</p>	<p>現職場への異動は、申請者の「管理職の業務が負担である」との要求に応えたもので、健康状態に配慮した異例の措置であったところ、今になって管理職の取扱いを受けたいとの要求には応じられない。</p> <p>定年退職直前の職により再雇用後の職務が決定する制度は最近できたもので意図的に情報を伏せていたわけではない。</p> <p>そもそも現場の仕事が全て心身の負担になるとは考えておらず、現場の個別の業務と申請者の病状悪化との因果関係も不明であるから現場での再雇用が直ちに安全配慮義務違反になるとは考えていない。</p>
申 請 年 月 日	令和2年11月12日	令和2年11月16日
終 結 年 月 日	係属中	令和2年12月1日
結 果	－	打切り
終 結 要 旨	－	使用者があっせんでを辞退したため打ち切った。
あ っ せ ん 員	中睦(公)、池内正博(労)、山口茂(使)	中岡研二(公)

第5節 争議の実情調査

(1) 概況

労働争議の実情調査は、労働争議が発生した場合に、必要に応じてその実態を的確に把握し、調査の段階で適当な示唆・助言を与えることなどにより、争議の早期解決を図ろうとするためのものであり、また、労働委員会が職権あっせん等を行う必要性の有無について判断するため実施するものである。

特に公益事業については、争議行為を予定する日の10日前までに、労働委員会および知事に対してその旨の予告通知を行うことが義務づけられており、この予告通知に基づいて直ちに調査を実施し、また、一般事業の場合でも地域社会に影響を及ぼす特異な争議などについては実施している。

令和2年における実情調査を概観すると、前年からの繰越し4件のほか、新規調査件数は15件であった。調査の対象は医療業16件、道路旅客運送業1件、道路貨物運送業2件であり、いずれも公益事業として争議行為予告通知により調査を開始したものである。

注：件数は争議行為が行われる事業所ごとに1件として集計した。

ア 年間取扱状況

1月	2月	3月	4月	5月	6月
		滋賀民医連4診療所争議(～2/28)	滋賀民医連4診療所争議(3/16～6/11)		
		大津赤十字病院争議(2/28～6/16)			
		長浜赤十字病院争議(2/28～3/27)			
		赤十字血液センター争議(2/28～3/27)			
		江若交通争議(3/2～3/17)			
		日通滋賀運輸争議(3/3～4/21)			
		JCHO滋賀病院争議(3/4～4/17)			
7月	8月	9月	10月	11月	12月
			JCHO滋賀病院争議(10/5～11/18)		
			大津赤十字病院争議(10/23～12/11)		
			長浜赤十字病院争議(10/23～11/13)		
			赤十字血液センター争議(10/23～12/2)		
			日通滋賀運輸争議(10/30～10/30)		

(注) 開始日は中労委または滋賀県労委に最も早く予告通知が出された日。終了日は妥結による調査終了であれば妥結日、事務局判断による調査終了であれば総会報告日。

イ 組合要求事項状況

令和2年に係属した19件のうち、賃金増額を要求に掲げた争議は13件、一時金・賞与・臨時給与等の支給を要求に掲げた争議は18件であった。また、人員の確保・拡充、雇用の維持・保障、雇用形態ないし労働時間・休日休暇の改善等、勤務体制に係る要求を掲げた争議は18件であった。勤務体制に係らない人事・福利厚生制度、安全配慮や労働環境等の職場要求を掲げた争議は18件であり、組合施設や組合制度、労働協約、集团的労使紛争の解決といった組合運営に係る要求を掲げた争議は12件であった。

区 分	賃金増額	一時金等	勤務体制	職場要求	組合運営
件 数	13	18	18	18	12

注：同一争議で複数の要求を行う場合があるため、上記件数の合計は争議件数に一致しない。

ウ 終結状況

令和2年に係属した19件は、16件が労使間の妥結により当年内に終結し、調査を終了した。また、3件は県外の上部組合に交渉を一任しており、単独組合としては争議の実態がなかったため、総会において報告の上、妥結を待たず調査を打ち切った。なお、翌年度へ調査を繰り越した争議はなかった。

区 分	解 決	打ち切り	調整事件へ移行	事件の併合	次年繰越し	計
件 数	16	3	0	0	0	19

(2) 取扱争議の概要

ア 膳所診療所争議、坂本民主診療所争議、こびらい生協診療所争議、こうせい駅前診療所争議
争議の当事者 (労) 滋賀民主医療機関労働組合

(使) 膳所診療所、坂本民主診療所、こびらい生協診療所、こうせい駅前診療所

予告通知者 滋賀民主医療機関労働組合

予告通知先 滋賀県労働委員会

予告通知日 令和元年11月13日

調査の期間 令和元年11月13日～令和2年2月28日（解決）

調査の概要

滋賀民主医療機関労働組合（組合員数59名、ただし公益事業従事者のみ）は、令和元年11月13日に、11月24日を予告日として、滋賀県労働委員会に予告通知を行った。滋賀民主医療機関連合会の加盟施設のうち、膳所診療所、坂本民主診療所、こびらい生協診療所およびこうせい駅前診療所は労働関係調整法上の公益事業に該当するため、当委員会はこの予告通知を受けて実情調査を開始した。調査は事務局が担当した。本件は令和元年から繰り越して調査を行ったものである。

組合要求事項は、冬季一時金、企業内最低賃金協定の見直し、看護体制の安定化等である。このうち、冬季一時金については令和元年中に妥結している。その後、令和2年2月5日に団体交渉が開催され、2月28日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

イ 大津赤十字病院争議

争議の当事者 (労) 大津赤十字病院労働組合
(使) 大津赤十字病院

予告通知者 全日本赤十字労働組合連合会、大津赤十字病院労働組合

予告通知先 中央労働委員会、滋賀県労働委員会

予告通知日 令和2年2月28日、3月5日、5月28日

調査の期間 令和2年2月28日～6月16日(解決)

調査の概要

大津赤十字病院労働組合(組合員数398名)の上部団体である全日本赤十字労働組合連合会は、令和2年2月28日に、3月12日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。また、大津赤十字病院労働組合自身も3月5日に、3月16日を予告日とした予告通知を、滋賀県労働委員会に対して行った。当委員会はこれらの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、賃金の増額、新給与制度・人事評価制度の撤回、待遇改善等である。予告通知後、3月11日に団体交渉が開催され、3月12日に1時間のストライキが行われた。その後、3月25日に団体交渉、3月27日および4月17日に1時間のストライキを経て、4月22日に3回目の団体交渉が開催されたものの、妥結には至らなかった。

その後、大津赤十字病院労働組合は、5月28日に、夏期要求として新たに6月8日を予告日とした予告通知を、滋賀県労働委員会に対して行った。夏期要求においてはこれまでの組合要求事項のほか、一時金の支給、夏期休暇の保障等が追加された。この予告通知後、6月3日に団体交渉が開催され、6月4日には50分間のストライキが行われた。その後、6月15日の団体交渉を経て、6月16日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

ウ 長浜赤十字病院争議、滋賀県赤十字血液センター争議

争議の当事者 (労) 長浜赤十字病院労働組合、滋賀県赤十字血液センター労働組合
(使) 長浜赤十字病院、滋賀県赤十字血液センター

予告通知者 全日本赤十字労働組合連合会

予告通知先 中央労働委員会

予告通知日 令和2年2月28日

調査の期間 令和2年2月28日～3月27日(打切り)

調査の概要

長浜赤十字病院労働組合(組合員数5名)および滋賀県赤十字血液センター労働組合(組合員数3名)の上部団体である全日本赤十字労働組合連合会は、令和2年2月28日に、3月12日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、賃金の増額、新給与制度・人事評価制度の撤回、待遇改善等である。事務局が両組合に対し調査を行ったところ、団体交渉は全日本赤十字労働組合連合会に一任しており、両組合単独での争議行為の予定はないとのことであったため、その旨を3月27日の総会において報告の上、妥結を待たず調査を打ち切った。

エ 江若交通争議

争議の当事者 (労) 江若交通労働組合
(使) 江若交通株式会社

予告通知者 日本私鉄労働組合総連合会

予告通知先 中央労働委員会

予告通知日 令和2年3月2日

調査の期間 令和2年3月2日～3月17日 (解決)

調査の概要

江若交通労働組合(組合員数123名)の上部団体である日本私鉄労働組合総連合会は、令和2年3月2日に、3月13日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、賃金の増額、臨時給与の支給等である。予告通知後、3月13日に団体交渉が開催され、3月17日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

オ 日通滋賀運輸争議

争議の当事者 (労) 日通滋賀運輸労働組合
(使) 日通滋賀運輸株式会社

予告通知者 全日本運輸産業労働組合連合会

予告通知先 滋賀県労働委員会

予告通知日 令和2年3月3日

調査の期間 令和2年3月3日～4月21日 (解決)

調査の概要

日通滋賀運輸労働組合(組合員数40名)の上部団体である全日本運輸産業労働組合連合会は、令和2年3月3日に、3月14日を予告日として、滋賀県労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、賃金の増額、各種手当の拡充等である。予告通知後、3月17日および4月13日に団体交渉が開催され、4月21日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

カ JCHO滋賀病院争議

争議の当事者 (労) 全日本地域医療機能推進機構病院労働組合滋賀病院支部
(使) JCHO滋賀病院

予告通知者 全日本地域医療機能推進機構病院労働組合

予告通知先 中央労働委員会

予告通知日 令和2年3月4日

調査の期間 令和2年3月4日～4月17日 (解決)

調査の概要

全日本地域医療機能推進機構病院労働組合(組合員数47名)は、令和2年3月4日に、3月16日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。当該組合は県内に滋賀病院支部を持っているため、当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、不当労働行為再審査事件の解決、一時金の支給、人事院勧告の4月訴求実施等である。予告通知後、3月12日に本部において団体交渉が行われ、4月17日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

キ 膳所診療所争議、坂本民主診療所争議、こびらい生協診療所争議、こうせい駅前診療所争議

争議の当事者 (労) 滋賀民主医療機関労働組合
(使) 膳所診療所、坂本民主診療所、こびらい生協診療所、こうせい駅前診療所
予告通知者 滋賀民主医療機関労働組合
予告通知先 滋賀県労働委員会
予告通知日 令和2年3月16日
調査の期間 令和2年3月16日～6月11日(解決)
調査の概要

滋賀民主医療機関労働組合は、令和2年3月16日に、3月27日を予告日として、滋賀県労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受けて実情調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、賃金の増額、一時金の支給、職場環境の改善等である。予告通知後、新型コロナウイルスの感染拡大もあり、実質的な団体交渉および争議行為がなされない期間が続いたものの、5月27日に団体交渉が開催され、6月11日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

ク JCHO滋賀病院争議

争議の当事者 (労) 全日本地域医療機能推進機構病院労働組合滋賀病院支部
(使) JCHO滋賀病院
予告通知者 全日本地域医療機能推進機構病院労働組合
予告通知先 中央労働委員会
予告通知日 令和2年10月5日
調査の期間 令和2年10月5日～11月18日(解決)
調査の概要

全日本地域医療機能推進機構病院労働組合は、令和2年10月5日に、10月19日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、施設の感染症対策の充実・拡充、感染症対応要員の確保、一時金の支給等である。予告通知後、11月18日に本部において団体交渉が行われ、一部要求事項について妥結した。一部妥結事項以外は継続交渉を行うが、争議行為自体は一部妥結をもって一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

ケ 大津赤十字病院争議

争議の当事者 (労) 大津赤十字病院労働組合
(使) 大津赤十字病院

予告通知者 全日本赤十字労働組合連合会、大津赤十字病院労働組合

予告通知先 中央労働委員会、滋賀県労働委員会

予告通知日 令和2年10月23日

調査の期間 令和2年10月23日～令和2年12月11日(解決)

調査の概要

大津赤十字病院労働組合は、令和2年10月23日に、11月3日を予告日として、滋賀県労働委員会に予告通知を行った。また、大津赤十字病院労働組合の上部団体である全日本赤十字労働組合連合会も10月23日に、11月5日を予告日とした予告通知を、中央労働委員会に対して行った。当委員会はいずれの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、新給与制度・人事評価制度の撤回、賃金の増額、一時金の支給等である。予告通知後、11月4日に本部および単組での団体交渉が開催され、11月5日には統一1時間ストライキが行われた。また、12月2日にも単組での団体交渉が行われ、12月3日には再度1時間のストライキが行われた。その後、12月10日の団体交渉を経て、12月11日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

コ 長浜赤十字病院争議

争議の当事者 (労) 長浜赤十字病院労働組合
(使) 長浜赤十字病院

予告通知者 全日本赤十字労働組合連合会

予告通知先 中央労働委員会

予告通知日 令和2年10月23日

調査の期間 令和2年10月23日～令和2年11月13日(打ち切り)

調査の概要

長浜赤十字病院労働組合の上部団体である全日本赤十字労働組合連合会は、令和2年10月23日に、11月5日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、新給与制度・人事評価制度の撤回、賃金の増額、一時金の支給、待遇改善等である。事務局が両組合に対し調査を行ったところ、団体交渉は全日本赤十字労働組合連合会に一任しており、単組での争議行為の予定はないとのことであったため、その旨を11月13日の総会において報告の上、妥結を待たず調査を打ち切った。

サ 滋賀県赤十字血液センター争議

争議の当事者 (労) 滋賀県赤十字血液センター労働組合
(使) 滋賀県赤十字血液センター

予告通知者 全日本赤十字労働組合連合会

予告通知先 中央労働委員会

予告通知日 令和2年10月23日

調査の期間 令和2年10月23日～令和2年12月2日(解決)

調査の概要

滋賀県赤十字血液センター労働組合の上部団体である全日本赤十字労働組合連合会は、令和2年10月23日に、11月5日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、新給与制度・人事評価制度の撤回、賃金の増額、一時金の支給、待遇改善等である。単組での争議行為も検討しているとのことであったため、調査を行った。予告通知後、11月4日に本部において団体交渉が開催され、12月2日をもって妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

シ 日通滋賀運輸争議

争議の当事者 (労) 日通滋賀運輸労働組合
(使) 日通滋賀運輸株式会社

予告通知者 全日本運輸産業労働組合連合会

予告通知先 中央労働委員会

予告通知日 令和2年10月30日

調査の期間 令和2年10月30日～令和2年10月30日(解決)

調査の概要

日通滋賀運輸労働組合の上部団体である全日本運輸産業労働組合連合会は、令和2年10月30日に、11月12日を予告日として、中央労働委員会に予告通知を行った。当委員会はこの予告通知を受け、調査を開始した。調査は事務局が担当した。

組合要求事項は、一時金の支給、雇用対策等である。予告通知後、10月30日に団体交渉が開催され、即日妥結した。この妥結をもって争議行為を一旦終えるとのことであったため、調査を終結した。

第6節 広報活動

次のとおり広報活動を行った。

(1) ホームページ

労働委員会の業務に対する県民の理解を深め、委員会制度の利用促進を図る目的で、労働委員会の活動を随時掲載している。また、県公式Facebookとの連携も図る等、アクセスしやすい情報の提供に努めた。

(2) SNSの活用

労働委員会に対する県民の認知度を向上させ、委員会制度の利用促進を図る目的で、令和元年から県公式Facebookを利用した情報発信を開始した。令和2年においては、月例労働相談の周知、10月労働相談の周知を行った。

(3) 滋賀県労働広報紙『滋賀労働』における「労働委員会だより」の連載

滋賀県労働広報紙『滋賀労働』に労働委員会業務の紹介記事（具体的な不当労働行為事件やあっせん事例、労働相談の開催等）を連載した。

653号（3月） 不当労働行為事件の概要について

654号（5月） 労使間のトラブルは抱え込まずにまず相談！

655号（9月） 雇用のトラブルまず「相談」！ 次に「あっせん」を！

656号（12月） 無料の出前講座を実施しています！ 研修会などで労働問題の基礎知識を学びませんか？

※ 『滋賀労働』は、安定した労使関係の形成と労働者の福祉の向上を図るため、労働関係法規、労働福祉施策、職業能力開発に関する施策、労働に係る統計調査結果等の情報提供を行う県の広報紙であり、年4回発行されている。発行部数は約4,600部であり、県下の労働組合や従業員30人以上の事業所に配布されるほか、県ホームページにおいても公開されている。

(4) 使用者団体への周知・広報

労働者や労働組合等への周知はこれまでも図ってきたところであるが、労使紛争の解決には使用者側の労働法制への理解も必要不可欠であることから、損害保険会社と連携の上で、使用者団体に対し労働委員会制度の周知・広報を行った。

(5) 月例労働相談の周知・広報

毎月開催する月例労働相談の周知・広報のため、従来使用してきた案内チラシのデザインを一新したうえ、県内の事業所、労働組合、公共施設、関係機関等約5,000箇所に案内チラシを約16,000部配布した。また、県広報誌、新聞、テレビおよびラジオの県政情報番組等の広報媒体により紹介するとともに、関係団体のホームページへの記事掲載を依頼した。

(6) 無料労働相談会の周知・広報

10月開催の無料労働相談会の一層の周知・広報を図るため、県内の事業所、労働組合、関係機関等、約4,950箇所に案内チラシ約7,000部、ポスター約20部を配布した。また、県広報誌、新聞、テレビの県政情報番組等の広報媒体により紹介するとともに、関係市町広報誌、関係団体のホームページへの記事掲載を依頼した。

(7) 「労働委員会リーフレット」の配布

労働委員会の業務に対する労使関係者の理解を深め、委員会諸制度の利用促進を図る目的で、委員会業務および利用手続の概略ならびに労働相談の案内を記載したリーフレットを配布している。

(8) 各種セミナー等における労働委員会の紹介

例年においては、厚生労働省、中央労働委員会が主催する一般向けの労働契約等解説セミナー、県労働雇用政策課が主催する経営労働フォーラム、出前講座等において、労働委員会の業務を紹介し、利用手続等について説明しているが、令和2年においてはこれらのイベントが新型コロナウイルスの感染拡大により中止となったため、実施しなかった。

資 料

資 料

1 取扱事件統計（滋賀県労働委員会取扱分）

(1) 不当労働行為事件年別取扱件数・終結状況表

ア 旧法下におけるもの

区分 年	前年 繰越し	新規 申立て	計	終 結 件 数					次年 繰越し
				処罰 請求	戒告書 手交	あっせん 的解決	却下	計	
昭和21									
昭和22		3	3			3		3	
昭和23		3	3	1		1	1	3	
昭和24		6	6		4	1	1	6	
計		12		1	4	5	2	12	

イ 現行法下におけるもの

区分 年	前年 繰越し	新規 申立て	計	終 結 件 数								次年 繰越し
				取下和解			命令決定				終結 計	
				取下げ	無関与	関与	全救	一救	棄却	却下		
昭和24		3	3	1		2					3	
昭和25		8	8		2	3	1		1		7	1
昭和26	1	2	3			1	1			1	3	
昭和27		3	3	1	1	1					3	
昭和28		9	9		1	6					7	2
昭和29	2	11	13	4	1	5			3		13	
昭和30		8	8			7					7	1
小計		44		6	5	25	2		4	1	43	
昭和31	1	8	9	1		7		1			9	
昭和32		8	8		4	3					7	1
昭和33	1	7	8		4	3					7	1
昭和34	1	3	4		1			1			2	2
昭和35	2	1	3			2					2	1
昭和36	1	3	4	1		2					3	1
昭和37	1	8	9	1	1	5					7	2
昭和38	2	5	7			5					5	2
昭和39	2	2	4	1	1						2	2
昭和40	2	1	3			2		1			3	
小計		46		4	11	29		3			47	
昭和41		3	3			2					2	1
昭和42	1	5	6	1		1					2	4
昭和43	4		4			1			1	1	3	1
昭和44	1	3	4		1	1					2	2
昭和45	2	13	15	1		11					12	3
昭和46	3	3	6	3				1			4	2
昭和47	2	4	6	1		2					3	3
昭和48	3	6	9		2						2	7
昭和49	7	4	11		1	4	2	1			8	3
昭和50	3	4	7			3	1				4	3
小計		45		6	4	25	3	2	1	1	42	
昭和51	3	5	8	3		1	2				6	2
昭和52	2	4	6			2					2	4
昭和53	4	2	6	1		1	1				3	3
昭和54	3	4	7			4		1			5	2
昭和55	2	8	10	2		2					4	6
昭和56	6	3	9	1		2		1			4	5
昭和57	5	4	9	1		2		2			5	4
昭和58	4		4	1							1	3
昭和59	3	2	5	1		1		1			3	2
昭和60	2	2	4			1	1	1			3	1
小計		34		10		14	6	6			36	

区分 年	前年 繰越し	新規 申立て	計	終 結 件 数							終結 計	次年 繰越し
				取下・和解			命令決定					
				取下げ	無関与	関与	全救	一救	棄却	却下		
昭和61	1		1									1
昭和62	1	2	3		1						1	2
昭和63	2		2			1					1	1
平成元	1	1	2				1	1			2	
平成2		1	1			1					1	
平成3												
平成4		1	1									1
平成5	1	1	2			1					1	1
平成6	1		1									1
平成7	1	1	2					1			1	1
小計		7			1	3	1	2			7	
平成8	1		1			1					1	
平成9		3	3	1							1	2
平成10	2	1	3			1					1	2
平成11	2		2					1			1	1
平成12	1	1	2		1						1	1
平成13	1		1			1					1	
平成14												
平成15		2	2	2							2	
平成16		5	5	1		2					3	2
平成17	2	2	4			2	1				3	1
小計		14		4	1	7	1	1			14	
平成18	1	6	7			2		1			3	4
平成19	4	2	6		1	3	1				5	1
平成20	1	4	5			1					1	4
平成21	4	6	10		1	1	1		1		4	6
平成22	6	10	16			1		3			4	12
平成23	12	3	15	1	1	3		5	1		11	4
平成24	4	2	6	1		2			2		5	1
平成25	1	2	3						1		1	2
平成26	2	1	3					1			1	2
平成27	2	5	7			4			2		6	1
小計		41		2	3	17	2	10	7		41	
平成28	1	3	4			3					3	1
平成29	1	1	2	1				1			2	
平成30												
令和元												
令和2		2	2	1							1	1
合計		237		34	25	123	15	25	12	2	236	

(2) 調整事件年別取扱件数・終結状況表

ア 集团的労使紛争

年	あ っ せ ん							調 停							
	繰越し	新規	計	結 果				繰越し	新規	計	結 果				
				取下げ	解決	打切り	繰越し				移管	解決	打切り	不調	繰越し
昭和21															
昭和22		14	14	2	9	1	2		4	4	1	2			1
昭和23	2	19	21	1	16	2	2	1	3	4		1	1	2	
昭和24	2	23	25	3	20	2			1	1		1			
昭和25		21	21	1	19		1		3	3		2		1	
昭和26	1	18	19		17	2			3	3		2	1		
昭和27		18	18	1	14	3			1	1				1	
昭和28		13	13	1	12				2	2		2			
昭和29		10	10	1	9				2	2		1		1	
昭和30		24	24	5	16	2	1		1	1				1	
小計		160		15	132	12			20		1	11	2	6	
昭和31	1	9	10		10										
昭和32		9	9		8	1									
昭和33		15	15		15										
昭和34		9	9		6	3									
昭和35		13	13	1	12										
昭和36		20	20		19	1									
昭和37		13	13		13										
昭和38		17	17	1	13	3									
昭和39		7	7		7										
昭和40		21	21		19	1	1								
小計		133		2	122	9									
昭和41	1	29	30	1	25	4									
昭和42		12	12		10	2									
昭和43		4	4	1	2	1									
昭和44		18	18	2	14	2									
昭和45		13	13	1	7	3	2								
昭和46	2	12	14	1	9	4									
昭和47		13	13	1	10	2									
昭和48		7	7	1	5	1									
昭和49		13	13	3	8	2									
昭和50		11	11	4	4	3									
小計		132		15	94	24									
昭和51		9	9	3	6										
昭和52		7	7	2	3	2									
昭和53		5	5	1	2	2									
昭和54		6	6	1	4	1									
昭和55		6	6		2	3	1								
昭和56	1	10	11	2	6	3									
昭和57		2	2		2										
昭和58		6	6	2	4										
昭和59		15	15	1	8	6									
昭和60		2	2		2										
小計		68		12	39	17									
昭和61		5	5		3	2									
昭和62		3	3		1	2									
昭和63		1	1			1									
平成元		4	4	2		1	1								
平成2	1	4	5	1	2	2									
平成3		3	3		2	1									
平成4		3	3	1	2										
平成5		2	2		1	1									
平成6		2	2	1	1										
平成7		1	1			1									
小計		28		5	12	11									

区分 年	あ っ せ ん							調 停									
	繰越し	新規	計	結 果				繰越し	新規	計	結 果						
				取下げ	解決	打切り	繰越し				移管	解決	打切り	不調	繰越し		
平成8		1	1	1													
平成9		1	1		1												
平成10		3	3		2	1											
平成11		3	3		2	1		2	2							2	
平成12		4	4		1	2	1										
平成13	1	5	6	3	1	1	1										
平成14	1	10	11	1	4	6											
平成15		3	3			2	1										
平成16	1	6	7	2	3	2											
平成17		7	7		1	2	4										
小計		43		7	15	17		2								2	
平成18	4	8	12	2	2	6	2										
平成19	2	5	7	1	3	2	1										
平成20	1	7	8	2	1	3	2										
平成21	2	8	10	2	3	4	1										
平成22	1	2	3	2		1											
平成23		6	6		4	1	1										
平成24	1	2	3			3											
平成25		2	2		1	1											
平成26		2	2			2											
平成27		5	5		3	2											
小計		47		9	17	25											
平成28		2	2		1	1											
平成29		3	3		1	1	1										
平成30	1	3	4		1	3											
令和元		2	2			2											
令和2		3	3	2	1			1	1						1		
合計		624		67	435	122		23		1	11	3	8				

イ 個別的労使紛争

区分 年	あ っ せ ん							
	繰越し	新規	計	結 果				
				取下げ	解決	打切り	不開始	繰越し
平成13		6	6		2	1	1	2
平成14	2	16	18	2	11	3	1	1
平成15	1	5	6	3	1	2		
平成16		1	1			1		
平成17		3	3		1	2		
平成18		1	1		1			
平成19								
平成20		2	2			1	1	
平成21		12	12		1	9		2
平成22	2	2	4	1		3		
小計		48		6	17	22	3	
平成23		4	4			4		
平成24		3	3		2	1		
平成25		3	3	1		2		
平成26		2	2		1			1
平成27	1	7	8		4	4		
平成28		7	7		4	2		1
平成29	1	5	6		2	4		
平成30		13	13	2	7	3	1	
令和元		7	7		1	5		1
令和2	1	7	8	4		4		
合計		106		13	38	51	4	

2 労働組合状況

(1) 滋賀県および全国の労働組合数・組合員数の推移

県商工観光労働部労働雇用政策課調べ（各年6月30日現在）

区分 年次	滋 賀 県							全 国		
	組合数	組合員数	対前年増減数		対前年増減率		推定 組織率	組合数	組合員数	推定 組織率
			組合数	組合員数	組合数	組合員数				
平成3年	組合 801	人 122,961	組合 8	人 2,591	% 1.0	% 2.2	% 25.9	組合 71,685	人 12,322,884	% 24.5
平成4年	800	125,415	△1	2,454	△0.1	2.0	25.9	71,881	12,470,958	24.4
平成5年	794	126,890	△6	1,475	△0.8	1.2	25.8	71,501	12,586,964	24.2
平成6年	795	127,447	1	557	0.1	0.4	25.4	71,674	12,619,467	24.1
平成7年	784	125,710	△11	△1,737	△1.4	△1.4	24.6	70,839	12,495,304	23.8
平成8年	792	123,351	8	△2,359	1.0	△1.9	23.7	70,699	12,331,252	23.2
平成9年	795	123,063	3	△288	0.4	△0.2	23.5	70,821	12,167,594	22.6
平成10年	783	121,460	△12	△1,603	△1.5	△1.3	23.1	70,084	11,987,178	22.4
平成11年	777	119,177	△6	△2,283	△0.8	△1.9	22.6	69,387	11,706,419	22.2
平成12年	767	116,287	△10	△2,890	△1.3	△2.4	21.9	68,737	11,425,804	21.5
平成13年	766	114,097	△1	△2,190	△0.1	△1.9	21.4	67,706	11,098,530	20.7
平成14年	756	109,134	△10	△4,963	△1.3	△4.3	20.4	65,642	10,707,978	20.2
平成15年	779	106,259	23	△2,875	3.0	△2.6	19.9	63,955	10,437,123	19.6
平成16年	763	102,745	△16	△3,514	△2.1	△3.3	19.2	62,805	10,209,154	19.2
平成17年	734	100,067	△29	△2,678	△3.8	△2.6	18.7	61,178	10,034,433	18.7
平成18年	718	100,176	△16	109	△2.2	0.1	18.6	59,019	9,961,299	18.2
平成19年	711	99,873	△7	△303	△1.0	△0.3	18.0	58,265	10,002,426	18.1
平成20年	715	100,061	4	188	0.6	0.2	17.4	57,197	9,988,736	18.1
平成21年	743	102,088	28	2,027	3.9	2.0	17.2	56,347	10,006,062	18.5
平成22年	736	102,131	△7	43	△0.9	0.0	17.2	55,910	9,988,454	18.5
平成23年	734	101,010	△2	△1,121	△0.3	△1.1	17.0	55,148	9,897,349	18.1
平成24年	744	101,360	10	350	1.4	0.3	17.1	54,773	9,830,867	17.9
平成25年	738	100,478	△6	△882	△0.8	△0.9	16.9	54,182	9,821,611	17.7
平成26年	736	99,249	△2	△1,229	△0.3	△1.2	16.7	53,528	9,777,253	17.5
平成27年	724	97,852	△12	△1,397	△1.6	△1.4	16.3	52,768	9,825,300	17.4
平成28年	714	98,416	△10	564	△1.4	0.6	16.2	51,967	9,883,500	17.3
平成29年	705	100,025	△9	1,609	△1.3	1.6	16.2	51,325	9,915,574	17.1
平成30年	709	101,659	4	1,634	0.6	1.6	16.2	50,740	9,996,004	17.0
令和元年	708	101,898	△1	239	△0.1	0.2	16.0	49,925	10,015,801	16.7
令和2年	703	103,817	△5	1,919	△0.7	1.9	16.5	49,098	10,044,063	17.1

(2) 滋賀県の産業別労働組合数・組合員数の状況

県商工観光労働部労働雇用政策課調べ（令和2年6月30日現在）

業 種	組 合 数		組 合 員 数		対前年増減数		対前年増減率	
	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
農 業 , 林 業	2	0.3	19	0.0	△ 1	△ 3	△ 33.3	△ 13.6
建 設 業	23	3.3	2,582	2.5	0	29	0.0	1.1
製 造 業	255	36.3	61,613	59.3	△ 1	1,986	△ 0.4	3.3
電気・ガス・ 熱供給・水道業	8	1.1	872	0.8	0	△ 13	0.0	△ 1.5
情報通信業	5	0.7	781	0.8	△ 1	240	△ 16.7	44.4
運輸業, 郵便業	66	9.4	3,297	3.2	△ 1	△ 144	△ 1.5	△ 4.2
卸売業, 小売業	103	14.7	5,827	5.6	1	266	1.0	4.8
金融業, 保険業	17	2.4	4,225	4.1	0	9	0.0	0.2
学術研究, 専門 ・技術サービス業	6	0.9	618	0.6	0	△ 26	0.0	△ 4.0
宿泊業, 飲食 サービス業	5	0.7	1,176	1.1	△ 1	73	△ 16.7	6.6
生活関連サービ ス業, 娯楽業	7	1.0	1,402	1.4	0	△ 8	0.0	△ 0.6
教育, 学習支援業	44	6.3	3,694	3.6	△ 1	△ 146	△ 2.2	△ 3.8
医 療 , 福 祉	65	9.2	4,617	4.4	0	△ 90	0.0	△ 1.9
複合サービス事業	21	3.0	3,425	3.3	0	△ 111	0.0	△ 3.1
サービス業 (他に分類されないもの)	7	1.0	728	0.7	0	37	0.0	5.4
公 務	68	9.7	8,931	8.6	0	△ 179	0.0	△ 2.0
分類不能の産業	1	0.1	10	0.0	0	△ 1	0.0	△ 9.1
合 計	703	100.0	103,817	100.0	△ 5	1,919	△ 0.7	1.9

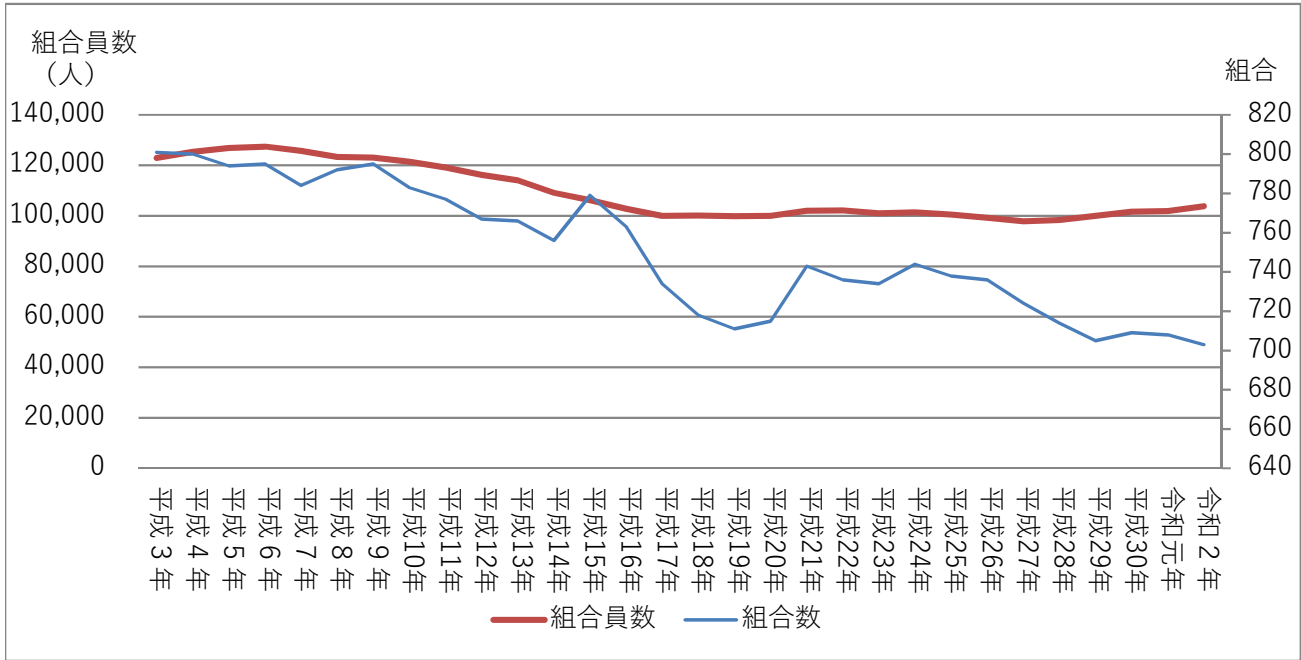
(3) 滋賀県の適用法規別組織の状況

県商工観光労働部労働雇用政策課調べ（令和2年6月30日現在）

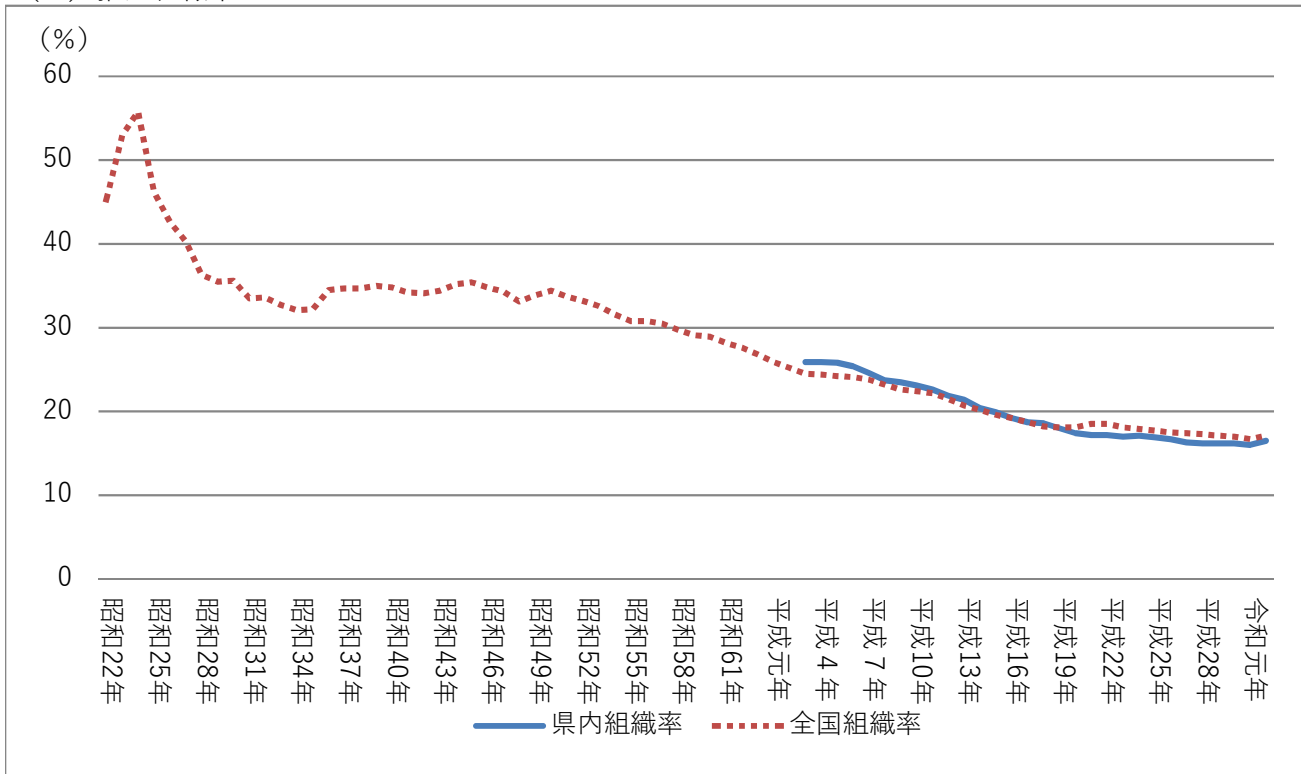
適用法規	組 合 数		組 合 員 数		対前年増減数		対前年増減率	
	(組合)	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数 (組合)	組合員数 (人)	組合数 (%)	組合員数 (%)
労働組合法	596	84.8	89,103	85.8	△ 5	2,312	△ 0.8	2.7
行政執行法人の労働 関係に関する法律	1	0.1	432	0.4	0	△ 8	0.0	△ 1.8
地方公営企業等の労働 関係に関する法律	9	1.3	697	0.7	0	△ 21	0.0	△ 2.9
国家公務員法	19	2.7	549	0.5	0	△ 4	0.0	△ 0.7
地方公務員法	78	11.1	13,036	12.6	0	△ 360	0.0	△ 2.7
合 計	703	100.0	103,817	100.0	△ 5	1,919	△ 0.7	1.9

4 労働組合の推移

(1) 滋賀県の労働組合員数と組合数



(2) 推定組織率



5 歴代委員名簿

(◎は会長、○は会長代理)

区分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第1期 昭21.3.1	◎竹内角左衛門 ○平田 諦善 大橋 幸雄 六雄 慶哉 (21.11.8 退任) 平口 正雄 成宮 嘉造 (21.11.8 就任)	戸崎藤次郎 (21.9.9 退任) 矢尾喜三郎 尾上幸太郎 神山勝次郎 中野 良三 (21.7.15退任) 松田 勝利 (21.7.15就任) 小野 隆史 (21.9.9 就任)	原 義雄 夏川鐵之助 後藤 悌次 田井中信一 小西幾太郎
第2期 昭22.3.1	◎竹内角左衛門 ○平田 諦善 大橋 幸雄 平口 正雄 成宮 嘉造	松田 勝利 小野 隆史 間宮重一郎 富田源太郎 山下 順吉	原 義雄 辻 秀男 伊庭栄次郎 秋田 壽雄 荻田惣治郎
第3期 昭23.3.5	◎竹内角左衛門 ○平田 諦善 平口 正雄 (23.9.30退任) 大谷孝太郎 松好 貞夫 西村 関一 (23.10.1 就任)	松田 勝利 間宮重一郎 尾上幸太郎 川村 鶴吉 菱田繁太郎	原 義雄 辻 秀男 細川 俊二 黒川 寛一 (23.9.30退任) 小山栄八郎 大坪 武彦 (23.10.1 就任)
第4期 昭24.4.2	◎竹内角左衛門 ○平田 諦善 大谷孝太郎 松好 貞夫 西村 関一	松田 勝利 間宮重一郎 尾上幸太郎 米木安太郎 山本 行雄	辻 秀男 細川 俊二 大坪 武彦 高橋 定男 野上智賀雄
第5期 昭25.4.1	◎竹内角左衛門 ○平田 諦善 大谷孝太郎 松好 貞夫 西村 関一	松田 勝利 間宮重一郎 米木安太郎 山極 秋男 森 英一	辻 秀男 細川 俊二 大坪 武彦 高橋 定男 野上智賀雄 (25.6.30退任) 三村 五郎 (25.6.30就任)
第6期 昭26.4.1	◎竹内角左衛門 大谷孝太郎 ○松好 貞夫 西村 関一 齋藤 武生	松田 勝利 間宮重一郎 山村源一郎 中村 彰三 岩崎 正次	辻 秀男 大坪 武彦 三村 五郎 若林 栄三 中川 一夫
第7期 昭27.4.1	◎竹内角左衛門 大谷孝太郎 ○松好 貞夫 西村 関一 齋藤 武生	松田 勝利 間宮重一郎 岩崎 正次 山極 秋男 青谷 佐一	大坪 武彦 中川 一夫 田井中信一 谷村久太郎 津田 直次
第8期 昭28.4.1	◎竹内角左衛門 大谷孝太郎 ○西村 関一 齋藤 武生 中津 忠次	松田 勝利 岩崎 正次 青谷 佐一 上田 正一 寺田 忠一	大坪 武彦 中川 一夫 谷村久太郎 津田 直次 林 昌蔵 (28.6.1 就任)
第9期 昭29.4.1	◎竹内角左衛門 ○西村 関一 齋藤 武生 中津 忠次 森 順次	岩崎 正次 青谷 佐一 上田 正一 安井 秀吉 山極 秋男	大坪 武彦 中川 一夫 津田 直次 林 昌蔵 田井中信一
第10期 昭30.4.1	◎竹内角左衛門 齋藤 武生 ○中津 忠次 森 順次 浜本 貞芳	岩崎 正次 上田 正一 西田 八郎 野口 博 宮崎 幸男	大坪 武彦 中川 一夫 津田 直次 林 昌蔵 横田正治郎 (30.5.19就任)

区分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第11期 昭31.4.1	◎竹内角左衛門 齋藤 武生 ○中津 忠次 森 順次 玉置 保	宮崎 幸男 八木 進一 中井 定栄 村田 重三 石井 寛二	大坪 武彦 中川 一夫 津田 直次 横田正治郎 野上智賀雄
第12期 昭32.4.1	◎竹内角左衛門 齋藤 武生 ○中津 忠次 森 順次 玉置 保	八木 進一 中井 定栄 村田 重三 国松 平一 木田長二郎	大坪 武彦 中川 一夫 津田 直次 横田正治郎 野上智賀雄
第13期 昭33.4.1	◎竹内角左衛門 齋藤 武生 ○中津 忠次 森 順次 玉置 保	八木 進一 中井 定栄 村田 重三 国松 平一 木田長二郎	大坪 武彦 中川 一夫 横田正治郎 物部 常蔵 桂 弘 (33.12.31退任) 内田 敏夫 (34.1.1就任)
第14期 昭34.5.1	○齋藤 武生 ◎中津 忠次 森 順次 玉置 保 渡辺 信男	八木 進一 (35.3.16退任) 村田 重三 西田 八郎 飯田 勝一 松本 慶雄	大坪 武彦 中川 一夫 横田正治郎 物部 常蔵 内田 敏夫
第15期 昭35.6.16	齋藤 武生 ◎森 順次 ○玉置 保 渡辺 信男 今宿 次雄 (35.9.30退任) 野崎 貫一 (36.1.16就任)	村田 重三 西田 八郎 松本 慶雄 八木 進一 山極 秋男	大坪 武彦 中川 一夫 横田正治郎 物部 常蔵 内田 敏夫
第16期 昭36.8.1	齋藤 武生 ◎森 順次 ○玉置 保 渡辺 信男 野崎 貫一 (37.11.7退任)	村田 重三 西田 八郎 八木 進一 中井 定栄 本郷 三郎	中川 一夫 横田正治郎 物部 常蔵 内田 敏夫 西川 知義 (37.5.31退任)
第17期 昭38.6.22	齋藤 武生 ◎森 順次 ○玉置 保 渡辺 信男 北川 正夫	村田 重三 西田 八郎 中井 定栄 杉山 善一 本郷 静夫	中川 一夫 横田正治郎 物部 常蔵 内田 敏夫 (39.4.15退任) 長尾 宣蔵 永井 俊夫 (39.5.1就任)
第18期 昭40.9.7	齋藤 武生 ◎玉置 保 ○渡辺 信男 (41.6.25退任) 北川 正夫 (41.7.8会長代理就任) 西藤 雅夫 石原 即昭 (41.8.1就任)	村田 重三 中井 定栄 杉山 善一 本郷 静夫 八木 進一	中川 一夫 横田正治郎 田辺 英夫 (41.5.31退任) 野間 勇 三浦 純二 岸井 淳 (41.6.20就任)
第19期 昭41.11.16	◎玉置 保 ○北川 正夫 (43.9.15死去) 西藤 雅夫 (43.9.27会長代理就任) 石原 即昭 砂崎 宏 (43.7.16退任) 五月女 轟 (43.9.11就任)	中井 定栄 杉山 善一 本郷 静夫 八木 進一 (43.3.18退任) (43.5.1就任) 植山 進	中川 一夫 横田正治郎 野間 勇 三浦 純二 (43.3.31退任) 岸井 淳 (42.6.30退任) 高橋 正秋 (42.7.1就任) (43.5.31退任) 青木 一磨 (43.5.1就任) 小川三樹雄 (43.6.21就任)
第20期 昭43.11.16	◎玉置 保 ○西藤 雅夫 石原 即昭 五月女 轟 浅野 亨	中井 定栄 本郷 静夫 八木 進一 植山 進 (44.2.28退任) 武富 寛幸 安藤 義男 (44.4.1就任)	中川 一夫 横田正治郎 野間 勇 (45.1.31退任) 青木 一磨 小川三樹雄 大坪 武輝 (45.4.10就任)

区分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第21期 昭45.11.16	◎玉置 保 ○西藤 雅夫 石原 即昭 五月女 轟 浅野 亨	中井 定栄 本郷 静夫 八木 進一 (46.3.29退任) 安藤 義男 浅川 辰巳 堀 保昭 (46.6.1 就任)	中川 一夫 横田正治郎 青木 一磨 小川三樹雄 大坪 武輝 (47.5.31退任) 中谷 寿保 (47.6.16就任)
第22期 昭48.1.26	◎玉置 保 ○西藤 雅夫 石原 即昭 五月女 轟 浅野 亨 (48.10.25死去) 北川 和夫 (48.12.15就任)	中井 定栄 本郷 静夫 安藤 義男 (48.4.6 退任) 堀 保昭 八木 進一 吉村 眞明 (48.5.1 就任)	中川 一夫 横田正治郎 中谷 寿保 森井 清二 加藤 良男
第23期 昭50.2.12	◎玉置 保 ○石原 即昭 北川 和夫 西川 良三 越後 和典	中井 定栄 (50.10.31退任) 本郷 静夫 堀 保昭 吉村 眞明 杉山 善一 山本 勝 (50.11.1 就任)	中川 一夫 横田正治郎 森井 清二 (50.5.31退任) 加藤 良男 (51.6.10退任) 米山 一光 塚本伊久男 (50.7.1 就任) 長岡 裕 (51.7.1 就任)
第24期 昭52.3.14	◎玉置 保 ○石原 即昭 北川 和夫 越後 和典 乗光 博	本郷 静夫 吉村 眞明 山本 勝 久保 晴彦 東郷 榮司	中川 一夫 横田正治郎 米山 一光 塚本伊久男 (52.7.1 退任) 長岡 裕 (52.12.5 退任) 尾崎 保久 (52.8.1 就任) 向井 正一 (53.1.15就任)
第25期 昭54.4.1	◎玉置 保 ○石原 即昭 北川 和夫 越後 和典 乗光 博	本郷 静夫 (54.12.14退任) 吉村 眞明 山本 勝 東郷 榮司 権藤 栄治 星 伸雄 (54.12.15就任)	中川 一夫 米山 一光 (54.7.31退任) 尾崎 保久 (54.7.31退任) 向井 正一 藤田荘次郎 松岡 喬 (54.8.1 就任) (55.7.22退任) 高橋宗治郎 (54.8.1 就任) 前川 好弘 (55.7.23就任)
第26期 昭56.4.1	◎玉置 保 ○石原 即昭 北川 和夫 越後 和典 乗光 博	吉村 眞明 山本 勝 東郷 榮司 権藤 栄治 中島 清	中川 一夫 向井 正一 (57.7.31退任) 藤田荘次郎 (57.1.29死去) 高橋宗治郎 前川 好弘 竹内 康彦 (57.3.12就任) 今泉 房一 (57.8.1 就任)
第27期 昭58.4.1	◎玉置 保 ○石原 即昭 北川 和夫 越後 和典 乗光 博	吉村 眞明 山本 勝 東郷 榮司 中島 清 (58.8.31退任) 西田 幸男 寄本 道男 (58.9.1 就任)	高橋宗治郎 (59.5.31退任) 前川 好弘 竹内 康彦 今泉 房一 高橋 政之 近藤 功 (59.6.1 就任)
第28期 昭60.4.1	◎玉置 保 (61.7.31会長辞任) ○石原 即昭 (61.8.1 会長就任) 北川 和夫 越後 和典 (61.8.1 会長代理就任) 春日 昂郎	吉村 眞明 山本 勝 東郷 榮司 西田 幸男 寄本 道男	前川 好弘 (60.10.31退任) 竹内 康彦 今泉 房一 高橋 政之 近藤 功 岸尾 裕之 (60.11.1 就任)

区分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第29期 昭62.4.1	◎石原 即昭 北川 和夫 ○越後 和典 水野喜代三 宮川 清	吉村 眞明 東郷 榮司 寄本 道男 仁科己代治 北村 謙	竹内 康彦 今泉 房一 (62.6.30退任) 高橋 政之 近藤 功 岸尾 裕之 (62.7.31退任) 上松 修巳 (62.7.1 就任) 瀬古 茂 (62.8.1 就任)
第30期 平元.4.1	○北川 和夫 ◎越後 和典 水野喜代三 宮川 清 遠藤幸太郎	東郷 榮司 寄本 道男 仁科己代治 北村 謙 (3.2.28退任) 吉川 浩次	竹内 康彦 高橋 政之 (2.3.31退任) 近藤 功 上松 修巳 瀬古 茂 脇坂 宏 (2.4.1 就任)
第31期 平3.4.1	○北川 和夫 ◎越後 和典 水野喜代三 宮川 清 遠藤幸太郎	東郷 榮司 寄本 道男 吉川 浩次 山崎 長榮 徳村 泰佑	竹内 康彦 高橋 政之 (3.6.30退任) 上松 修巳 瀬古 茂 脇坂 宏 小西 勉 (3.7.1 就任)
第32期 平5.4.1	◎北川 和夫 水野喜代三 ○宮川 清 遠藤幸太郎 富田 光彦	東郷 榮司 寄本 道男 (5.8.31退任) 吉川 浩次 山崎 長榮 徳村 泰佑 中村 信彬 (5.9.1 就任)	竹内 康彦 (5.6.30退任) 高橋 政之 瀬古 茂 脇坂 宏 小西 勉 廣瀬 一輝 (5.7.1 就任)
第33期 平7.4.1	水野喜代三 ◎宮川 清 ○遠藤幸太郎 富田 光彦 肱岡 勇夫	東郷 榮司 吉川 浩次 (7.10.31退任) 山崎 長榮 (8.10.31退任) 徳村 泰佑 中村 信彬 (7.10.31退任) 松ヶ迫憲二 (7.11.1 就任) (8.11.30退任) 北川美津雄 (7.11.1 就任) 溝口 治夫 (8.11.1 就任) 福家 淑 (8.12.1 就任)	高橋 政之 瀬古 茂 脇坂 宏 (7.7.31退任) 小西 勉 廣瀬 一輝 柁 勝次 (7.8.1 就任)
第34期 平9.4.1	◎宮川 清 ○遠藤幸太郎 富田 光彦 肱岡 勇夫 高土禮二郎	東郷 榮司 (9.12.31退任) 徳村 泰佑 北川美津雄 溝口 治夫 福家 淑 下戸 薫 (10.1.1 就任)	高橋 政之 瀬古 茂 小西 勉 (9.9.30退任) 廣瀬 一輝 柁 勝次 大場日出雄 (9.10.1 就任)
第35期 平11.4.1	◎宮川 清 ○遠藤幸太郎 富田 光彦 肱岡 勇夫 廣幡 和子	北川美津雄 溝口 治夫 (13.3.19退任) 福家 淑 (11.11.4 退任) 浅尾 光雄 (11.12.24就任) 下戸 薫 能芝 明	高橋 政之 瀬古 茂 廣瀬 一輝 柁 勝次 大場日出雄
第36期 平13.4.1	◎遠藤幸太郎 ○富田 光彦 肱岡 勇夫 廣幡 和子 吉田 和宏	北川美津雄 (14.1.15退任) 下戸 薫 能芝 明 浅尾 光雄 山崎 正雄 山田 清 (14.3.18就任)	高橋 政之 瀬古 茂 廣瀬 一輝 柁 勝次 大場日出雄 (13.10.10退任) 杉原 清則 (13.12.1 就任)
第37期 平15.4.1	◎遠藤幸太郎 ○富田 光彦 肱岡 勇夫 廣幡 和子 吉田 和宏	能芝 明 浅尾 光雄 山崎 正雄 山田 清 小石さとみ	高橋 政之 廣瀬 一輝 杉原 清則 辻 淳夫 山口 朗

区分 就任日	公益委員	労働者委員	使用者委員
第38期 平17.4.1	◎遠藤幸太郎 ○富田 光彦 肱岡 勇夫 廣幡 和子 吉田 和宏	能芝 明 淺尾 光雄 山崎 正雄 山田 清 小石さとみ	廣瀬 一輝 杉原 清則 (17.5.31退任) 辻 淳夫 山口 朗 浦谷八代意 木村 武 (17.8.1就任)
第39期 平19.4.1	◎遠藤幸太郎 ○富田 光彦 肱岡 勇夫 廣幡 和子 吉田 和宏	淺尾 光雄 山崎 正雄 山田 清 小石さとみ 清水 源次	廣瀬 一輝 辻 淳夫 山口 朗 浦谷八代意 木村 武
第40期 平21.4.1	◎肱岡 勇夫 ○吉田 和宏 吉澤 幸子 物江 和子 (22.8.31退任) 土井 裕明 中岡 研二 (22.11.10就任)	淺尾 光雄 山崎 正雄 山田 清 清水 源次 (22.8.31退任) 宮武眞知子 白崎 直樹 (22.11.10就任)	辻 淳夫 山口 朗 木村 武 (21.6.30退任) 杉本 春雄 北川 益造 三村 明 (21.8.20就任) (22.5.31退任) 森岡 正樹 (22.8.1就任)
第41期 平23.4.1	◎肱岡 勇夫 ○吉田 和宏 土井 裕明 中岡 研二 奥田 香子	淺尾 光雄 (23.12.31退任) 山崎 正雄 (24.9.30退任) 宮武眞知子 白崎 直樹 本郷 文男 (23.7.20退任) 村山 吉宏 (23.10.11就任) 畑 慎一 (24.1.5就任) 鹿城 和彦 (24.10.25就任)	杉本 春雄 北川 益造 森岡 正樹 藤井 正男 中本 悦子
第42期 平25.4.1	◎肱岡 勇夫 ○吉田 和宏 土井 裕明 中岡 研二 奥田 香子	白崎 直樹 村山 吉宏 畑 慎一 (26.10.31退任) 鹿城 和彦 小石さとみ 中島 徹 (26.12.8就任)	杉本 春雄 北川 益造 森岡 正樹 中本 悦子 北川 鉄樹
第43期 平27.4.1	◎肱岡 勇夫 ○吉田 和宏 土井 裕明 中岡 研二 奥田 香子	白崎 直樹 鹿城 和彦 (28.8.31退任) 小石さとみ 中島 徹 (28.10.31退任) 大塚耕太郎 (27.9.30退任) 川原 直利 (27.11.10就任) 鈴木 克典 (28.10.28就任) 池内 正博 (28.11.10就任)	杉本 春雄 北川 益造 森岡 正樹 (27.5.31退任) 中本 悦子 北川 鉄樹 吉田 晴彦 (27.8.5就任) (28.12.31退任)
第44期 平29.4.1	◎肱岡 勇夫 ○吉田 和宏 土井 裕明 中岡 研二 奥田 香子	白崎 直樹 小石さとみ (29.8.31退任) 川原 直利 (30.2.28退任) 鈴木 克典 池内 正博 川瀬美智子 (29.9.1就任) (30.3.31退任) 辻 喜則 (30.3.1就任) 奥 美智子 (30.4.1就任)	杉本 春雄 北川 益造 北川 鉄樹 山口 茂 清水しのぶ
第45期 平31.4.1	◎吉田 和宏 ○土井 裕明 中岡 研二 奥田 香子 中 睦	白崎 直樹 鈴木 克典 (2.8.31退任) 池内 正博 辻 喜則 奥 美智子 (2.3.31退任) 大西 省三 (2.4.1就任) 白木 宏司 (2.10.1就任)	北川 益造 北川 鉄樹 山口 茂 清水しのぶ 吉田 郁雄 (2.9.30退任) 森本 勝 (2.11.1就任)

滋賀県労働委員会年報

－令和２年版－

刊行年月日	令和３年３月
主管課名	滋賀県労働委員会事務局
所在地	大津市京町四丁目１－１
電話番号	077-528-4472
FAX番号	077-528-4972
電子メール	le00@pref.shiga.lg.jp
ホームページ	https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/
滋賀県労働委員会ホームページQRコード	

